

番号	制度名
農林水産省	
農水01	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乘せ措置の恒久化）（食品製造業及び農薬製造業）
農水02	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置（食品製造業及び農薬製造業）
農水03	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（食品企業者関係）
農水04	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（食品企業者関係）
農水05	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（農業者関係）
農水06	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（農業者関係）
農水07	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（森林組合等関係）
農水08	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（森林組合等関係）
農水09	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（漁業協同組合等関係）
農水10	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（漁業協同組合等関係）
農水11	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置
農水12	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置の拡充及び延長
農水13	経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却
農水14	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく総合化事業計画又は研究開発・成果利用事業計画に係る機械装置等を取得した場合の特別償却



注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 本評価書は、税収減を是認するような効果の有無について、「試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除」の対象である事業者のうち、食品産業及び農薬製造業の事業者等を抜き出して評価しているものである。

### 【点検結果表の別紙】

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

今回の要望において、前回の目標及びその達成状況を説明していないのは、事実である。これは、前回要望時の達成目標は、定性的なものであったことから、今回はあえて明示することを見送ったためである。

なお、今回の評価からは、達成目標の定量化を行い、評価書に記入したところである。

⑤⑥ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

#### ○試験研究税制の利用状況に関するアンケート調査結果

	調査業種数	調査事業者数	実績業種	実績数	業種
22年度実績	8	181	5	12	てん菜等製造業(1)、植物油製造業(3)、醤油製造業(1)、乳製品製造業(2)、小麦粉製造業(5)
21年度実績	8	165	6	11	てん菜等製造業(1)、植物油製造業(1)、醤油製造業(1)、小麦粉製造業(5)、農薬製造業(1)、配合飼料製造業(2)
20年度実績	8	179	7	12	てん菜等製造業(1)、植物油製造業(1)、醤油製造業(1)、乳製品製造業(2)、小麦粉製造業(3)、農薬製造業(1)、配合飼料製造業(3)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乗せ措置の恒久化） （食品製造業及び農業製造業） （国税12）（所得税、法人税：義）
2	要望の内容	増加型・高水準型の恒久化  対象者：食品産業、農業製造業の事業者等  特例の内容：次の①または②を選択適用。控除の上限は当該事業年度の所得税額または法人税額の10%まで。  ① 増加型 試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費（前2期の試験研究費の額の内最も多い額）の額を超える場合は、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の5%を税額控除  ② 高水準型 試験研究費の額が平均売上金額（当該年度を含む4期の平均売上金額）の10%を超える場合には、その超える部分の金額に特別税額控除割合（（試験研究費割合－10%）×0.2）を乗じて得た金額を税額控除
3	担当部局	食料産業局新事業創出課/技術会議事務局研究推進課
4	評価実施時期	平成23年4月～9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・増加型：昭和42年度創設 ・高水準型：平成20年度創設
6	適用又は延長期間	恒久化
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 食品産業については、食料の安定供給や農山漁村と消費者の架け橋として、また、地域経済の活性化において重要な役割を果たしており、輸入食品との競争が激化する中でその役割が引き続き十分発揮されるよう新技術の開発・導入等を促進し、競争力の強化を図ることが必要である。 また、農業製造業においては、消費者の食の安全性・信頼性の確保に対する関心の高まりを踏まえ、より安全性の高い環境負荷の少ない農産物を供給できるよう研究開発の一層の促進を図ることが必要である。  《政策目的の根拠》 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定） 2020年度までに官民合わせてGDP比4%以上の研究開発投資を行う。 食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定） 6次産業化の基礎となる革新技術の開発やフードチェーン全体における安全性を確保するための技術の開発等の実現に向けて、中長期的な視点、国際競争力の観点も踏まえた技術・環境対策の総合的な推進を規定。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 食料の安定供給の確保

			農業の持続的な発展 [政策分野] 食品産業の持続的な発展 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・基盤
		③	達成目標及び測定指標 《租税特別措置により達成しようとする目標》 目標① 2020年度までに官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 （主管の省庁である経済産業省と同一の目標）  目標② 食料の安定供給や地域経済の活性化など食品産業がその役割を十分発揮するため、研究開発投資を増進し、研究開発を一層の促進することによりその技術基盤や競争力の強化を図る。 また、農業製造業については、より安全性の高い、環境負荷の少ない農産物を供給するため、研究開発投資を増進し、研究開発の一層の促進を図る。（食品製造業の研究開発投資額を平成25年度までに現在の242,044百万円（21年度実績）から3%の増加（7,261百万円増加）することを目標とする。  （総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。）  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 研究開発投資額  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 食品製造業及び農業製造業の研究開発投資を増進させることにより、食糧の安定供給や地域経済の活性化において重要な役割を果たしている食品産業については、その役割が引き続き十分発揮されるための新技術の開発・導入等を促進することに寄与する。農業製造業については、より安全性の高い環境負荷の少ない農産物を供給するための研究開発を促進することに寄与する。
8	有効性等	①	適用数等 平成23年度に食品製造業及び農業製造業等（8業種181社）に対して実施した利用状況実態調査の結果、5業種（22年度実績5業種12社：利用率6.6%）で利用が確認されており、想定外に利用実績が僅少であったり、特定の者に偏っているとは言えない。  ・利用実績（うち税法上の中小企業分） 平成20事業年度（実績） 907件（430件） 平成21事業年度（実績） 1,544件（1,019件） 平成22事業年度（見込） 1,544件（1,019件） 平成23事業年度（見込） 1,544件（1,019件） 平成24事業年度（見込） 1,544件（1,019件） 平成25事業年度（見込） 1,544件（1,019件） （出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」） （注）22事業年度以降は21事業年度と同伴数を見込んだ。
		②	減収額 ・減収額実績（食料品製造業及び農業製造業） 平成20年度（実績）227百万円 平成21年度（実績）385百万円 平成22年度（見込）385百万円 平成23年度（見込）385百万円 平成24年度（見込）385百万円 平成25年度（見込）385百万円

		<p>(出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。 農薬製造業は製品出荷額の比率(農薬製造業/化学工業)を化学工業の 控除額にかけて算出。) (※算定根拠は別添1参照)</p>																																																																																								
③	効果・達成 目標の実 現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年度~平成25年度) 食料の安定供給や地域経済の活性化等において重要な役割を果たして おり、対GDP民間研究開発投資比率を見ても微増で推移していること から、相応の達成状況にあるといえる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平 成15年度~平成25年度)</p> <p>目標① 我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比 率を維持している。 (2013年の見込み値は、回帰直線によるトレンドにより推計)</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率 (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003 年</th> <th>2004 年</th> <th>2005 年</th> <th>2006 年</th> <th>2007 年</th> <th>2008 年</th> <th>2013年 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>2.40</td> <td>2.38</td> <td>2.54</td> <td>2.63</td> <td>2.68</td> <td>2.69</td> <td>3.11</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.71</td> <td>0.82</td> <td>0.91</td> <td>1.01</td> <td>1.04</td> <td>1.13</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>1.89</td> <td>2.08</td> <td>2.15</td> <td>2.33</td> <td>2.45</td> <td>2.54</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.81</td> <td>1.76</td> <td>1.80</td> <td>1.86</td> <td>1.92</td> <td>2.01</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.11</td> <td>1.05</td> <td>1.06</td> <td>1.08</td> <td>1.12</td> <td>1.10</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>1.16</td> <td>1.18</td> <td>1.15</td> <td>1.11</td> <td>1.04</td> <td>1.00</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.88</td> <td>0.79</td> <td>0.73</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.65</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.36</td> <td>1.36</td> <td>1.30</td> <td>1.32</td> <td>1.29</td> <td>1.27</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.76</td> <td>1.74</td> <td>1.72</td> <td>1.77</td> <td>1.77</td> <td>1.85</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>0.52</td> <td>0.52</td> <td>0.55</td> <td>0.55</td> <td>0.61</td> <td>0.60</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」</p> <p>目標② 食品製造業の試験研究支出額 平成20年度(実績)266,998百万円 平成21年度(実績)242,044百万円 平成22年度(見込)243,859百万円 平成23年度(見込)245,674百万円 平成24年度(見込)247,489百万円 平成25年度(見込)249,305百万円(21年度比103%) 出典:総務省「科学技術研究調査」</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析 対象期間:平成24年度~平成25年度)</p> <p>途上国の急成長等により食料の調達がますます困難となる中、研究開 発後は食品製造業及び農薬製造業の成長のエンジンであり、試験研究が 行えなくなることは、食品産業等の競争力低下により食料の安定供給に 不安が生じることが予想される。</p>		2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	2013年 (見込み)	日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69	3.11	中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13	—	韓国	1.89	2.08	2.15	2.33	2.45	2.54	—	アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01	—	イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10	—	カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00	—	ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65	—	フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27	—	ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85	—	イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60	—
	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	2013年 (見込み)																																																																																			
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69	3.11																																																																																			
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13	—																																																																																			
韓国	1.89	2.08	2.15	2.33	2.45	2.54	—																																																																																			
アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01	—																																																																																			
イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10	—																																																																																			
カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00	—																																																																																			
ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65	—																																																																																			
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27	—																																																																																			
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85	—																																																																																			
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60	—																																																																																			

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年度~ 平成25年度)</p> <p>本特例措置の適用実績に対する経済波及効果を試算すると以下の表の とおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、 本特例措置には税込減を是認できる効果があると言える。</p> <p>試験研究に係る経済波及効果 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>266</td> <td>452</td> <td>452</td> <td>452</td> <td>452</td> <td>452</td> </tr> <tr> <td>投資額</td> <td>8,436</td> <td>10,898</td> <td>10,980</td> <td>11,061</td> <td>11,143</td> <td>11,225</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>19,652</td> <td>25,387</td> <td>25,578</td> <td>25,766</td> <td>25,958</td> <td>26,149</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 租税特別措置を受けないで投資することも可能な中、租税特別措 置が適用されることを勘案すれば、研究開発投資の理由の一つに、 この租税特別措置があると考えることが妥当。したがって当該租税 特別措置を適用して研究開発投資を行っているものについては、当 該租税特別措置がインセンティブになっているとして計算。 ※ 投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、 経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。 ※ 投資額は食品製造業の試験研究支出額 ※ 経済波及効果の計算方法として、「平成17年農林水産業及び関連 産業を中心とした産業関連表(101部門)」を使用 ※ 消費転換計数は0.73で算出 ※ 経済波及効果は2次波及効果まで算定 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参 ※ 表中の減収額及び投資額の算出は別添1参照</p>	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	減収額	266	452	452	452	452	452	投資額	8,436	10,898	10,980	11,061	11,143	11,225	経済波及効果	19,652	25,387	25,578	25,766	25,958	26,149
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25																									
減収額	266	452	452	452	452	452																									
投資額	8,436	10,898	10,980	11,061	11,143	11,225																									
経済波及効果	19,652	25,387	25,578	25,766	25,958	26,149																									
9	相当性	①	<p>租税特別 措置等に よるべき 妥当性等</p> <p>予算措置(新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業等)の研究 開発支援と比較し、税制措置による研究開発支援は、民間企業の研究 開発活動を広範囲に支援することが可能であり、民間企業の研究開発の 促進を図るためにはより効果的である。</p>																												
		②	<p>他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担</p> <p>予算上の措置(補助金)は、助成等の対象者及び研究テーマ等を設定 することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得 を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制 度である本税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p>																												
		③	<p>地方公共 団体が協 力する相 当性</p> <p>地域の食品産業は、食品の安定供給や一次産業と消費者との橋渡しと いった役割だけでなく、地域経済の重要な牽引役でもあり、試験研究税 制により食品企業の研究開発投資が促進され、企業活動が活発化すれば、 地域経済の活性化が期待でき、地域雇用の増進、地域経済の健全な発展 につながると考えられる。</p>																												
10	有識者の見解		—																												
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		—																												

別添 1

[試験研究税制：税目：所得税・法人税]

試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乘せ措置の恒久化） （食品産業及び農薬製造業）	平成24年度減税見込額 385百万円
---	-----------------------

（根拠条項：措法10⑥、42の4⑨、68の9⑨）

1. 減税額の算定

(1) 食品製造業

①平成21年度の試験研究費の増加額等に係る特別控除額

税額控除実績額：346百万円（資料：国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」）

②平成22年度～25年度の特別控除額の推計

H22：346百万円

H23～H25：346百万円

(2) 農薬製造業

①平成21年度の試験研究費の増額等に係る特別控除額

・化学工業の税額控除実績額：7,445百万円（資料：国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」）

・農薬製造業の化学工業に占める割合：0.52%（資料：経済産業省「工業統計表」）

・農薬製造業の推計：

$$7,445 \text{ 百万円} \times 0.0052 = 39 \text{ 百万円}$$

②平成22年度～25年度の特別控除額の推計

H22：39百万円

H23～H25：39百万円

(3) 控除額の推計

$$H22：346 + 39 = 385 \text{ 百万円}$$

H23～H25：385百万円

2. 投資額（試験研究支出額）の算定

(1) 全体投資額の算定

・平成25年度は平成21年度の投資額の3%増加を見込んだ。

$$H25：242,044 \times 1.03 = 249,305$$

・平成22年度以降は平成21年度から平成25年度までは一定の割合で投資額が増加すると見込んだ。

$$\text{割合} = (H25 - H21) / 4 \text{ 年} = (249,305 - 242,044) / 4 = 1,815$$

$$H22：242,044 + 1,815 = 243,859$$

$$H23：243,859 + 1,815 = 245,674$$

$$H24：245,674 + 1,815 = 247,489$$

(2) 要望分減収額

$$[\text{要望分減収額}] = [\text{国税分}] + [\text{地方税分}]$$

$$H20：227 + 39 = 266$$

$$H21 \sim H25：385 + 67 = 452$$

(3) 要望分投資額の算定

・制度全体の減収額に占める要望分減収額の割合で案分した。

$$[\text{要望分投資額}] = [\text{全体投資額}] \times ( [\text{要望分減収額}] / [\text{全体減収額}] )$$

（単位：百万円）

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
全体減収額	8,419	10,039	10,039	10,039	10,039	10,039
うち要望分	266	452	452	452	452	452
全体投資額	266,998	242,044	243,859	245,674	247,489	249,305
うち要望分	8,436	10,898	10,980	11,061	11,143	11,225

全体減収額：国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」

全体投資額（試験研究支出額）：総務省「科学技術研究調査」

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度			
20年度	教育・研究・医療・保健 (8, 436)		
21年度	教育・研究・医療・保健 (10, 898)		
22年度	教育・研究・医療・保健 (10, 980)		
23年度	教育・研究・医療・保健 (11, 061)		
24年度	教育・研究・医療・保健 (11, 143)		
25年度	教育・研究・医療・保健 (11, 225)		
26年度			
27年度			
28年度			

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置（食品製造業及び農薬製造業）	府省名	農林水産省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		◎
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり	<input type="checkbox"/> 把握なし		○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「食品製造業の研究開発投資額を平成 25 年度までに現在の 242,044 百万円（21 年度実績）から 3%増加」は、本租税特別措置等の適用対象となる農薬製造業については目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において達成目標が達成されたといえるのか不明である。
- また、当該測定指標は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないかについて疑問がある。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績について、本租税特別措置等が適用される事業者の全体数からみて想定外に僅少でないとの説明に疑問がある（【点検結果表の別紙】⑤⑥参照）。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]
- ⑫ 減収額の実績（20 年度 39 百万円、21 年度 67 百万円）と効果を対比して説明しているが、試験研究の経済波及効果について、投資額（試験研究支出額）全体を本租税特別措置等の効果として算定し、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。
- また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
- ⑩ 達成目標の実現状況について、適切な測定指標を用いて説明されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
- [将来の見込み]
- ⑬ 減収額と効果を対比して説明しているが、試験研究の経済波及効果について、投資額（試験研究支出額）全体を本租税特別措置等の効果として算定し、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。
- また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
- ⑦ 適用数の将来推計について、本租税特別措置等の対象である食品製造業及び農薬製造業の適用数の見込みが予測されていない。また、法人全体で 21 年度と同件数を見込んでいるが、達成目標において研究開発投資額の増加を見込んでいることとの整合性が不明であり、適用の見込みに疑問がある。
- ⑨ 減収額の将来推計について、21 年度と同額を見込んでいるが、達成目標において研究開発投資額の増加を見込んでいることとの整合性が不明であり、減収額の見込みに疑問がある。
- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測について、25 年度に達成すると説明しているが、適切な測定指標を用いて説明されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 本評価書は、税収減を是認するような効果の有無について、「中小企業者等の試験研究費に係る特例措置」の対象である事業者のうち、食品産業及び農薬製造業の事業者等を抜き出して評価しているものである。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

今回の要望において、前回の目標及びその達成状況を説明していないのは、事実である。

これは、前回要望時の達成目標は、定性的なものであったことから、今回はあえて明示することを見送ったためである。

なお、今回の評価からは、達成目標の定量化を行い、評価書に記入したところである。

⑤⑥ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

○試験研究税制の利用状況に関するアンケート調査結果

	調査業種数	調査事業者数	実績業種	実績数	業種
22年度実績	8	181	5	12	てん菜等製造業(1)、植物油製造業(3)、醤油製造業(1)、乳製品製造業(2)、小麦粉製造業(5)
21年度実績	8	165	6	11	てん菜等製造業(1)、植物油製造業(1)、醤油製造業(1)、小麦粉製造業(5)、農薬製造業(1)、配合飼料製造業(2)
20年度実績	8	179	7	12	てん菜等製造業(1)、植物油製造業(1)、醤油製造業(1)、乳製品製造業(2)、小麦粉製造業(3)、農薬製造業(1)、配合飼料製造業(3)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置（食品製造業及び農業製造業）（地方税 14）（法人住民税：義）
2	要望の内容	<p>増加型・高水準型の恒久化</p> <p>対象者：食品産業、農業製造業の事業者等</p> <p>特例の内容：次の①または②を選択適用。控除の上限は当該事業年度の所得税額または法人税額の 10%まで。</p> <p>① 増加型 試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費（前 2 期の試験研究費の額の内最も多い額）の額を超える場合は、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の 5% を税額控除</p> <p>② 高水準型 試験研究費の額が平均売上金額（当該年度を含む 4 期の平均売上金額）の 10% を超える場合には、その超える部分の金額に特別税額控除割合（（試験研究費割合－10%）×0.2）を乗じてた金額を税額控除</p>
3	担当部局	総合食料局食品産業企画課/技術会議事務局研究推進課
4	評価実施時期	平成 23 年 4 月～9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・増加型：昭和 42 年度創設 ・高水準型：平成 20 年度創設
6	適用又は延長期間	恒久化
7	必要性等	<p>①：政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020 年度までに官民合わせた研究開発投資を GDP 比 4% 以上にする。 食品産業については、食料の安定供給や農山漁村と消費者の架け橋として、また、地域経済の活性化において重要な役割を果たしており、輸入食品との競争が激化する中でその役割が引き続き十分発揮されるよう新技術の開発・導入等を促進し、競争力の強化を図ることが必要である。また、農業製造業においては、消費者の食の安全性・信頼性の確保に対する関心の高まりを踏まえ、より安全性の高い環境負荷の少ない農業を供給できるよう研究開発の一層の促進を図ることが必要である。 《政策目的の根拠》 新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定） 2020 年度までに官民合わせて GDP 比 4% 以上の研究開発投資を行う。</p> <p>食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月閣議決定） 6 次産業化の基礎となる革新技術の開発やフードチェーン全体における安全性を確保するための技術の開発等の実現に向けて、中長期的な視点、国際競争力の観点も踏まえた技術・環境対策の総合的な推進を規定。</p> <p>②：政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>〔中目標〕 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p>

		<p>〔中目標〕 食料の安定供給の確保 農業の持続的な発展</p> <p>〔政策分野〕 食品産業の持続的な発展 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保管理・整備</p>
	③：達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置により達成しようとする目標》 研究開発投資額</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 指標① 2020 年度までに官民合わせて GDP 比 4% 以上の研究開発投資を行う。 （主管の省庁である経済産業省と同一の目標）</p> <p>指標② 食料の安定供給や地域経済の活性化など食品産業がその役割を十分発揮するため、研究開発投資を増進し、研究開発を促進することによりその技術基盤や競争力の強化を図る。 また、農業製造業については、より安全性の高い、環境負荷の少ない農業を供給するため、研究開発投資を増進し、研究開発の一層の促進を図る。（食品製造業の研究開発投資額を平成 25 年度までに現在の 242,044 百万円（21 年度実績）から 3% の増加（7,261 百万円増加）することを目標とする。 （総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。）</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 食品製造業及び農業製造業の研究開発投資を増進させることにより、食糧の安定供給や地域経済の活性化において重要な役割を果たしている食品産業については、その役割が引き続き十分発揮されるための新技術の開発・導入等を促進することに寄与する。農業製造業については、より安全性の高い環境負荷の少ない農業を供給するための研究開発を促進することに寄与する。</p>
8	有効性等	<p>①：適用数等</p> <p>平成 23 年度に食品製造業及び農業製造業等（8 業種 181 社）に対して実施した利用状況実態調査の結果、5 業種（22 年度実績 5 業種 12 社：利用率 6.6%）で利用が確認されており、想定外に利用実績が僅少であったり、特定の者に偏っているとは言えない。</p> <p>・増加型等利用実績（うち税法上の中小企業分） 平成 20 事業年度（実績） 907 件（430 件） 平成 21 事業年度（実績） 1,544 件（1,019 件） 平成 22 事業年度（見込） 1,544 件（1,019 件） 平成 23 事業年度（見込） 1,544 件（1,019 件） 平成 24 事業年度（見込） 1,544 件（1,019 件） 平成 25 事業年度（見込） 1,544 件（1,019 件） （出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」） （注）22 事業年度以降は 21 事業年度と同件数を見込んだ。</p>

①: 減収額	<p>・減収額実績（食料品製造業及び農薬製造業）</p> <p>平成20年度（実績）39百万円          平成21年度（実績）67百万円          平成22年度（見込）67百万円          平成23年度（見込）67百万円          平成24年度（見込）67百万円          平成25年度（見込）67百万円</p> <p>（出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。農薬製造業は製品出荷額の比率（農薬製造業／化学工業）を化学工業の控除額にかけて算出。）          （※算定根拠は別添1参照）</p>																																																																																								
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成19年～平成25年）          食料の安定供給や地域経済の活性化等において重要な役割を果たしており、対GDP民間研究開発投資比率を見ても微増で推移していることから、相応の達成状況にあるといえる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成15年～平成25年）</p> <p>目標①          我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。          （2013年の見込み値は、回帰直線によるトレンドにより推計）</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率          （単位：％）</p> <table border="1" data-bbox="414 790 974 1165"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2013年（見込み）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>2.40</td> <td>2.38</td> <td>2.54</td> <td>2.63</td> <td>2.68</td> <td>2.69</td> <td>3.11</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.71</td> <td>0.82</td> <td>0.91</td> <td>1.01</td> <td>1.04</td> <td>1.13</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>1.89</td> <td>2.08</td> <td>2.15</td> <td>2.33</td> <td>2.45</td> <td>2.54</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.81</td> <td>1.76</td> <td>1.80</td> <td>1.86</td> <td>1.92</td> <td>2.01</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.11</td> <td>1.05</td> <td>1.06</td> <td>1.08</td> <td>1.12</td> <td>1.10</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>1.16</td> <td>1.18</td> <td>1.15</td> <td>1.11</td> <td>1.04</td> <td>1.00</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.88</td> <td>0.79</td> <td>0.73</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.65</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.36</td> <td>1.36</td> <td>1.30</td> <td>1.32</td> <td>1.29</td> <td>1.27</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.76</td> <td>1.74</td> <td>1.72</td> <td>1.77</td> <td>1.77</td> <td>1.85</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>0.52</td> <td>0.52</td> <td>0.55</td> <td>0.55</td> <td>0.61</td> <td>0.60</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」</p> <p>目標②          食品製造業の試験研究支出額          平成20年度（実績）266,998百万円          平成21年度（実績）242,044百万円          平成22年度（見込）243,859百万円          平成23年度（見込）245,674百万円          平成24年度（見込）247,489百万円</p>		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2013年（見込み）	日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69	3.11	中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13	—	韓国	1.89	2.08	2.15	2.33	2.45	2.54	—	アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01	—	イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10	—	カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00	—	ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65	—	フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27	—	ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85	—	イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60	—
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2013年（見込み）																																																																																		
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69	3.11																																																																																		
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13	—																																																																																		
韓国	1.89	2.08	2.15	2.33	2.45	2.54	—																																																																																		
アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01	—																																																																																		
イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10	—																																																																																		
カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00	—																																																																																		
ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65	—																																																																																		
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27	—																																																																																		
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85	—																																																																																		
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60	—																																																																																		

		<p>平成25年度（目標）249,305百万円（21年度比103.3%）          出典：総務省「科学技術研究調査」</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成24年～平成25年）</p> <p>途上国の急成長等により食料の調達がますます困難となる中、食品産業の競争力低下により食料の安定供給に不安が生じることが予想される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成20年～平成25年）</p> <p>本特例措置の適用実績に対する経済波及効果を試算すると以下の表のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。</p> <p>試験研究に係る経済波及効果          （単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1496 582 2049 702"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>266</td> <td>452</td> <td>452</td> <td>452</td> <td>452</td> <td>452</td> </tr> <tr> <td>投資額</td> <td>8,436</td> <td>10,898</td> <td>10,980</td> <td>11,061</td> <td>11,143</td> <td>11,225</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>19,652</td> <td>25,387</td> <td>25,578</td> <td>25,766</td> <td>25,958</td> <td>26,149</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 租税特別措置を受けないで投資することも可能な中、租税特別措置が適用されることを勧奨すれば、研究開発投資の理由の一つに、この租税特別措置があると考えることが妥当。したがって当該租税特別措置を適用して研究開発投資を行っているものについては、当該租税特別措置がインセンティブになっているとして計算。          ※ 投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。          ※ 投資額は食品製造業の試験研究支出額          ※ 経済波及効果の計算方法として、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業関連表（101部門）」を使用          ※ 消費転換計数は0.73で算出          ※ 経済波及効果は2次波及効果まで算定          ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照          ※ 表中の減収額及び投資額の算出は、別添1参照</p>	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	減収額	266	452	452	452	452	452	投資額	8,436	10,898	10,980	11,061	11,143	11,225	経済波及効果	19,652	25,387	25,578	25,766	25,958	26,149
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25																								
減収額	266	452	452	452	452	452																								
投資額	8,436	10,898	10,980	11,061	11,143	11,225																								
経済波及効果	19,652	25,387	25,578	25,766	25,958	26,149																								
相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>予算措置（新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業等）の研究開発支援と比較しても税制措置による研究開発支援は、民間企業の研究開発活動に直接的かつ広範囲に支援することが可能であり、民間企業の研究開発の促進を図るためにはより効果的である。</p> <p>予算上の措置（補助金）は、助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である本税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p>																												

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	地域の食品産業は、食品の安定供給や一次産業と消費者との橋渡しといった役割だけでなく、地域経済の重要な牽引役でもあり、試験研究税制により食品企業の研究開発投資が促進され、企業活動が活発化すれば、地域経済の活性化が期待でき、地域雇用の増進、地域経済の健全な発展につながると考えられる。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

## [試験研究税制：税目：法人住民税]

中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 (食品産業及び農業製造業)	平成24年度減税見込額 67百万円
--------------------------------------	----------------------

(根拠条項：措法10⑥、42の4⑨、68の9⑨)

## 1. 減税額

## (1) 食品製造業

- ①平成21年度の試験研究費の増加額等に係る特別控除額  
税額控除実績額：346百万円（資料：国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」）
- ②平成22年度～25年度の特別控除額の推計  
H22：346百万円  
H23～H25：346百万円

## (2) 農業製造業

- ①平成21年度の試験研究費の増額等に係る特別控除額
- ・化学工業の税額控除実績額：7,445百万円（資料：国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」）
  - ・農業製造業の化学工業に占める割合：0.52%（資料：経済産業省「工業統計表」）
  - ・農業製造業の推計：  
 $7,445 \text{ 百万円} \times 0.0052 = 39 \text{ 百万円}$
- ②平成22年度～25年度の特別控除額の推計  
H22：39百万円  
H23～25：39百万円

## (3) 税額控除額の推計

H22：346+39 = 385百万円  
H23～25：346+39 = 385百万円

## (4) 法人住民税額の推計（標準税率：0.173）

H22：385×0.173 = 67百万円  
H23～25：385×0.173 = 67百万円

## 2. 投資額（試験研究支出額）の算定

## (1) 全体投資額の算定

- ・平成25年度は平成21年度の投資額の3%増加を見込んだ。  
H25：242,044 × 1.03 = 249,305
- ・平成22年度以降は平成21年度から平成25年度までは一定の割合で投資額が増加すると見込んだ。  
割合 = (H25-H21) / 4年 = (249,305-242,044) / 4 = 1,815  
H22：242,044+1,815 = 243,859  
H23：243,859+1,815 = 245,674  
H24：245,674+1,815 = 247,489

## (2) 要望分減収額

[要望分減収額] = [国税分] + [地方税分]  
H20：227+39 = 266  
H21～H25：385+67 = 452

(3) 要望分投資額の算定

・制度全体の減収額に占める要望分減収額の割合で案分した。

$$[\text{要望分投資額}] = [\text{全体投資額}] \times ( [\text{要望分減収額}] / [\text{全体減収額}] )$$

(単位：百万円)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
全体減収額	8,419	10,039	10,039	10,039	10,039	10,039
うち要望分	266	452	452	452	452	452
全体投資額	266,998	242,044	243,859	245,674	247,489	249,305
うち要望分	8,436	10,898	10,980	11,061	11,143	11,225

全体減収額：国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」

全体投資額（試験研究支出額）：総務省「科学技術研究調査」

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位：百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度			
20年度	教育・研究・医療・保健 (8,436)		
21年度	教育・研究・医療・保健 (10,898)		
22年度	教育・研究・医療・保健 (10,980)		
23年度	教育・研究・医療・保健 (11,061)		
24年度	教育・研究・医療・保健 (11,143)		
25年度	教育・研究・医療・保健 (11,225)		
26年度			
27年度			
28年度			

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（食品企業者関係）	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率について、平成 23 年度の 53.1% から 10%ポイント向上して 25 年度で 63.1%」は、本租税特別措置等の適用対象（食品産業）以外を含む中小企業全体の目標であり、また、当該測定指標は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
    - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないことの説明について疑問がある。
    - 本租税特別措置等の適用数の過去の実績について、19 年度 9,740 件、20 年度 9,199 件、21 年度 9,251 件、22 年度 9,397 件と説明されているが、本租税特別措置等が適用される事業者の全体数からみて想定外に僅少でないことの説明に疑問がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]
    - 減収額の実績（19 年度 13,491 百万円、20 年度 8,186 百万円、21 年度 6,470 百万円、22 年度 6,879 百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 達成目標の実現状況について、課題のある測定指標（（1）参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
  - 将来の見込み
    - 減収額と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果に疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 減収額の将来予測について、22 年度と同額と見込んでいるが、達成目標において設備投資対キャッシュフロー比率の向上を見込んでいることとの整合性が不明であり、減収額の見込みに疑問がある。
      - 達成目標の実現状況の将来予測について、25 年度に達成すると説明しているが、24、25 両年度における適用数及び減収額の見込みが 22 年度と同等とされており、また、課題のある測定指標（（1）参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の将来予測に疑問がある。
- その他
  - 政策目的に対し、達成目標の実現がどのように寄与するのかが説明されておらず、両者の因果関係が不明である。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 本評価書は、税収減を是認するような効果の有無等について、「中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除」の対象である事業者のうち、食品企業者関係等を抜き出して評価しているものである。

#### 【点検結果表の別紙】

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
前回要望時の達成目標については、定性的に記述しており、貴省が求められているような「達成したかどうか」について、判断根拠が無く、今回はあえて明示することを見送ったものである。  
なお、今回から評価するに当たり、達成目標の定量化が求められており、達成目標を「所期の目標」の趣旨を変更しないで定量化を行ったところ。（評価書に記入）
- ⑤ 適用数等の実績把握（評価書中8①《租税特別措置等の適用数等》欄への補足説明）  
本税制措置の利用状況についてのアンケート調査（中小企業庁の委託事業の一環として平成20年6月に実施。全体の回答数は約4,000事業者）で、全回答事業者数ベースで約2割の利用率となっていることから、2割を適用件数と推計している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（食品企業者関係）（国税16）（所得税・法人税：義）
2	要望の内容	<p>中小企業投資促進税制の適用期限を延長する。</p> <p>[現行制度の概要]</p> <p>(1) 適用対象者：中小企業者、事業協同組合等</p> <p>(2) 対象設備の取得価額：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械及び装置（取得価額が160万円以上）</li> <li>・特定の器具及び備品（1台の取得価額が120万円以上）</li> <li>・一定のソフトウェア（1のソフトウェアの取得価額が70万円以上）等</li> </ul> <p>(3) 特例措置：取得の場合は30%の特別償却又は7%の税額控除（ただし、資本等の金額が3千万円以下の中小企業等に適用）との選択</p>
3	担当部局	食料産業局企画課
4	評価実施時期	平成23年4月～9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>中小企業投資促進税制創設（平成10年4月総合経済対策）</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備の拡充 [普通自動車：車両総重量8t以上→3.5t以上]</p> <p>平成12年度 1年間の延長 [平成13年5月までの適用期限の延長]</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長 [平成14年3月までの適用期限の延長]</p> <p>平成14年度 2年間の延長 [平成16年3月までの適用期限の延長、対象設備の取得価額の引下げ] 取 得：230万円以上→160万円以上 リ ー ス：300万円以上→210万円以上</p> <p>平成16年度 2年間の延長 [平成18年3月までの適用期限の延長、対象設備（器具・備品）の取得価額の引上げ] 取 得：100万円以上→120万円以上 リ ー ス：140万円以上→160万円以上</p> <p>平成18年度 2年間の延長 [平成20年3月までの適用期限の延長、対象資産に一定のソフトウェア、デジタル複合機を追加し、電子計算機以外の器具・備品を除外]</p> <p>平成20年度 2年間の延長</p> <p>平成22年度 2年間の延長</p>
6	適用又は延長期間	平成24年4月～平成26年3月

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>農林水産関連中小企業は、大企業に比べ設備投資の資金繰りについて厳しい状況にある。</p> <p>一方で、食の安全・安心に対する消費者の関心が高まっており、中小食品製造業においては、衛生管理システムの導入等の取組が急務となっている。また、大規模食品製造業との競争力を確保するため、特色ある新商品開発等を行い、製品の高付加価値化を図ることも不可欠となっている。</p> <p>このようなことから、本税制措置をもって設備投資を促進することにより、日本経済の担い手である農林水産関連中小企業の成長を実現することを目的とする。………《政策目的の根拠》</p> <p>創設当初は、総合経済対策（平成10年4月経済対策閣僚会議）の一環として、投資減税の特例として措置されていた。</p> <p>「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月閣議決定）において、円高や海外経済の減速等による景気の下振れリスクとして、設備投資の停滞が経済成長の下押し要因とされており、雇用促進等の観点から、設備投資を推進するための税制上の措置を講ずることとされている。</p> <p>「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月閣議決定）（抜粋）</p> <p>新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策 ～円高、デフレへの緊急対応～</p> <p>I. 基本的な考え方</p> <p>1. 当面の目標と現状認識 （円高や海外経済の減速等による景気の下振れリスク）</p> <p>我が国経済は、アジアを中心とした外需や「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）をはじめとする政策の下支え効果等により、持ち直してきたものの、依然として厳しい状況にある。特に、新卒者・若年者の雇用状況は厳しく、また、多くの地域で厳しい雇用情勢が続くなど、デフレ終結に向けた経済の基盤は未だ脆弱である。</p> <p>こうした中、内外金利差の縮小等から、円ドル・レートが8月には1995年4月以来15年振りの水準を記録するなど急速な円高が進行している。円高には、輸入価格の低下による企業収益の増加要因となるほか、国内投資家・消費者の購買力の増加につながる等のメリットもある一方で、円高の進行・長期化は、外需の減少、設備投資や雇用の停滞、さらには企業の海外移転等を通じて、経済成長の下押し要因となる。また、海外経済は、減速懸念が強まっている。</p> <p>このような円高や海外経済の減速懸念等が我が国景気の大きな下振れリスクとなっている。</p> <p>II. 「3段階」の対応について</p>
---	------	--------------	--

		<p>ステップ3 平成23年度の対応—新成長戦略の本格実施 (2) 雇用促進等のための企業減税(抜粋)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新成長戦略の実現、特に、「雇用」を機軸とした経済成長を推進する。</li> <li>・企業の環境関連の設備投資・技術開発等を推進するための税制上の措置を講ずる。</li> </ul>																
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] 食料の安定供給の確保</p> <p>[政策分野] 食品産業の持続的な発展</p>																
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率について、前年の(53.1ポイント)と比較して5%ポイント程度向上させることを目指す(2年間で10%ポイント向上)。 (総務省ガイドライン等の要請により、初期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 22年度において、減税額として69億円適用があり、中小企業における大規模食品製造業の競争力を確保し、また衛生管理システムの導入等にも寄与。</p>																
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>農林水産関連中小企業において、継続して利用されている。 本措置は、青色申告を行う中小企業者を対象としており、特定の者に偏っていない。また、過去4年平均で約9,397件の利用があり、僅少でもない。</p> <p style="text-align: right;">(単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度 (実績)</th> <th>20年度 (実績)</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (見込)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>9,740</td> <td>9,199</td> <td>9,251</td> <td>9,397</td> <td>9,397</td> <td>9,397</td> <td>9,397</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)適用件数は、工業統計(経済産業省)における食品製造業の事業所数(全事業者-300人以上事業所)のうち、2割を適用件数として推計している。</p>		19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	適用数	9,740	9,199	9,251	9,397	9,397	9,397	9,397
	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)											
適用数	9,740	9,199	9,251	9,397	9,397	9,397	9,397											

	②: 減収額	<p>農林水産関連中小企業において、継続した利用実績がある。</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度 (実績)</th> <th>20年度 (実績)</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (見込)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税額</td> <td>13,491</td> <td>8,186</td> <td>6,470</td> <td>6,879</td> <td>6,879</td> <td>6,879</td> <td>6,879</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照</p>		19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	減税額	13,491	8,186	6,470	6,879	6,879	6,879	6,879
	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)											
減税額	13,491	8,186	6,470	6,879	6,879	6,879	6,879											
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成19年度~平成25年度) 農林水産関連中小企業が設備投資を行うに当たって、継続的な利用がなされ、大規模食品製造業の競争力を確保や衛生管理システムの導入等にも寄与している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成19年度~平成25年度)</p> <p style="text-align: right;">(単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>19年 (実績)</th> <th>20年 (実績)</th> <th>21年 (実績)</th> <th>22年 (実績)</th> <th>23年 (見込)</th> <th>24年 (見込)</th> <th>25年 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備投資対 キャッシュ フロー比率</td> <td>71.8</td> <td>70.8</td> <td>58.8</td> <td>53.1</td> <td>53.1</td> <td>58.1</td> <td>63.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中小企業全体指数 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成24年度~平成25年度) 経済全体として設備投資の手控え傾向が引き続きある中において、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業の支援をやめることによって、中小企業の競争力が低下し、経営が成り立たなくなる企業が増加し、我が国経済の成長力の維持が困難となる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成19年~25年) 本特例措置の利用状況を調査(全体回答数5,500社)した結果、本特例措置を利用した企業の約5割の企業において、「本特例措置が設備投資の決定に影響した」(H21.6 中小企業庁アンケート調査)と回答しており、本特例措置には投資促進効果がある。</p> <p>また、上記アンケート結果を用いて(具体的には利用者の半数が当該措置にインセンティブがあったとし、投資額の半額を用いて経済波及効果を算出。また、減収額は全額計上している)本特例措置の適用実績(減収額)に対する経済波及効果を試算すると以下の表のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。</p> <p>(例)平成22年度の経済波及効果 330,026百万円が設備投資額であるが、経済波及効果を算出した際に使用した投資額は半額の165,013百万円、産業連関表を使用して経済波及効果を算出している。</p>	年	19年 (実績)	20年 (実績)	21年 (実績)	22年 (実績)	23年 (見込)	24年 (見込)	25年 (見込)	設備投資対 キャッシュ フロー比率	71.8	70.8	58.8	53.1	53.1	58.1	63.1
年	19年 (実績)	20年 (実績)	21年 (実績)	22年 (実績)	23年 (見込)	24年 (見込)	25年 (見込)											
設備投資対 キャッシュ フロー比率	71.8	70.8	58.8	53.1	53.1	58.1	63.1											

別添1

設備投資に係る減収額及び経済波及効果

(単位: 百万円)

	19年 (実績)	20年 (実績)	21年 (実績)	22年 (見込)	23年 (見込)	24年 (見込)	25年 (見込)
減収額	17,165	11,482	9,101	9,673	9,673	9,673	9,673
投資額 (半額)	204,898	193,425	155,513	165,013	165,013	165,013	165,013
経済波及効果	532,676	502,848	404,288	428,985	428,985	428,985	428,985

※ 租税特別措置を受けないで投資することも可能な中、租税特別措置が適用されることを勘案すれば、設備投資の理由の一つに、この租税特別措置があると考えることが妥当。したがって当該租税特別措置を適用して設備投資を行っているものについては、当該租税特別措置がインセンティブになっているとして計算。  
 ※ 経済波及効果については、中小企業庁からのデータに基づき投資額を算出し「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用して算出。  
 ※ 消費転換係数は0.73で算出  
 ※ 経済波及効果は2次効果まで算定  
 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照  
 ※ 投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。

9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、青色申告を行う中小企業者を対象としており、他の措置のような細やかな条件付与がなされていないため、事業者の迅速な設備導入に対応できる。従って、設備投資促進に大きなインセンティブが働く。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	農林水産関係、特に食品産業は、中小企業が大宗を占めている。それら企業の設備投資を促進することは、地方の経済活動の活性化等に貢献する。
10	有識者の見解	(農林水産省政策評価第三者委員会意見) 特別償却による減収は、経費の前倒しに過ぎないため是認できる。	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

[中小企業投資促進税制: 所得税・法人税: 特別償却・税額控除]

中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除(食品企業者関係)の2年延長	平成24年度減税見込額 6,879百万円
--	-------------------------

(根拠条項: 措法10の3、42の6、68の11)

1. 減税見込額等の積算

【平成22年度見込額】

ア 特別償却減税見込額 = 2,129,191百万円 × 3/4 × 30% × 30% × 22.5% × 15.5% = 5,012百万円①  
(投資促進税制対象設備取得額) (特償率) (特償率) (法人税率) (黒字率※1) (農林水産関連業種割合※2)

イ 税額控除減税見込額 = (2,129,191百万円 × 1/4 + 232,416百万円) × 7% × 22.5%  
(投資促進税制対象設備取得額) (税額控除選択率) (リースによる取得分) (控除率) (黒字率)  
 × 15.5% = 1,867百万円②  
(農林水産関連業種割合)

5,012百万円 ① + 1,867百万円 ② = 6,879百万円

【平成23年度から平成25年度までの見込額】

平成23年度から平成25年度までの見込については、平成22年度と同様とする。

※1 黒字率: 税務統計から見た法人企業の実態における食料品製造業(1億円以下)から算出

※2 業種割合: 「工業統計表」から算出

2. 適用実績及び適用見込み

区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込み)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)
対象者数	48,702	45,993	46,254	46,983	46,983	46,983	46,983
適用件数	9,740	9,199	9,251	9,397	9,397	9,397	9,397
減税見込額 (百万円)	13,491	8,186	6,470	6,879	6,879	6,879	6,879

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度	食品機械・同装置 (204,898)		
20年度	食品機械・同装置 (193,425)		
21年度	食品機械・同装置 (155,513)		
22年度	食品機械・同装置 (165,013)		
23年度	食品機械・同装置 (165,013)		
24年度	食品機械・同装置 (165,013)		
25年度	食品機械・同装置 (165,013)		
26年度			
27年度			
28年度			

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（食品企業者関係）	府省名	農林水産省
税目	法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率について、平成 23 年度の 53.1% から 10%ポイント向上して 25 年度で 63.1%」は、本租税特別措置等の適用対象（食品産業）以外を含む中小企業全体の目標であり、また、当該測定指標は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
    - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないことの説明について疑問がある。
    - 本租税特別措置等の適用数の過去の実績について、19 年度 9,740 件、20 年度 9,199 件、21 年度 9,251 件、22 年度 9,397 件と説明されているが、本租税特別措置等が適用される事業者の全体数からみて想定外に僅少でないことの説明に疑問がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]
    - 減収額の実績（19 年度 3,674 百万円、20 年度 3,296 百万円、21 年度 2,631 百万円、22 年度 2,794 百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 達成目標の実現状況について、課題のある測定指標（（1）参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
  - 将来の見込み
    - 減収額と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、本租税特別措置等の効果の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果に疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 減収額の将来予測について、22 年度と同額と見込んでいるが、達成目標において設備投資対キャッシュフロー比率の向上を見込んでいることとの整合性が不明であり、減収額の見込みに疑問がある。
      - 達成目標の実現状況について、25 年度に達成すると説明しているが、24、25 両年度における適用数及び減収額の見込みが 22 年度と同等とされており、また、課題のある測定指標（（1）参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の将来予測に疑問がある。
- その他
  - 政策目的に対し、達成目標の実現がどのように寄与するのかが説明されておらず、両者の因果関係が不明である。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 本評価書は、税収減を是認するような効果の有無について、「中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長」の対象である事業者のうち、食品企業者関係等を抜き出して評価しているものである。

#### 【点検結果表の別紙】

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
前回要望時の達成目標については、定性的に記述しており、貴省が求められているような「達成したかどうか」について、判断根拠が無く、今回はあえて明示することを見送ったものである。  
なお、今回から評価するに当たり、達成目標の定量化が求められており、達成目標を「所期の目標」の趣旨を変更しないで定量化を行ったところ。（評価書に記入）
- ⑤ 適用数等の実績把握（評価書中8①《租税特別措置等の適用数等》欄への補足説明）  
本税制措置の利用状況についてのアンケート調査（中小企業庁の委託事業の一環として平成20年6月に実施。全体の回答数は約4,000事業者）で、全回答事業者数ベースで約2割の利用率となっていることから、2割を適用件数と推計している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（食品企業者関係）（地方税19）（法人住民税・事業税：義）
2	要望の内容	<p>中小企業投資促進税制の適用期限を延長する。</p> <p>[現行制度の概要]</p> <p>(1) 適用対象者：中小企業者、事業協同組合等</p> <p>(2) 対象設備の取得価額：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械及び装置（取得価額が160万円以上）</li> <li>・特定の器具及び備品（1台の取得価額が120万円以上）</li> <li>・一定のソフトウェア（1のソフトウェアの取得価額が70万円以上）等</li> </ul> <p>(3) 特例措置：取得の場合は30%の特別償却又は7%の税額控除（ただし、資本等の金額が3千万円以下の中小企業等に適用）との選択</p>
3	担当部局	食料産業局企画課
4	評価実施時期	平成23年4月～9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>中小企業投資促進税制創設（平成10年4月総合経済対策）</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備の拡充 [普通自動車：車両総重量8t以上→3.5t以上]</p> <p>平成12年度 1年間の延長 [平成13年5月までの適用期限の延長]</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長 [平成14年3月までの適用期限の延長]</p> <p>平成14年度 2年間の延長 [平成16年3月までの適用期限の延長、対象設備の取得価額の引下げ] 取 得：230万円以上→160万円以上 リ ー ス：300万円以上→210万円以上</p> <p>平成16年度 2年間の延長 [平成18年3月までの適用期限の延長、対象設備（器具・備品）の取得価額の引上げ] 取 得：100万円以上→120万円以上 リ ー ス：140万円以上→160万円以上</p> <p>平成18年度 2年間の延長 [平成20年3月までの適用期限の延長、対象資産に一定のソフトウェア、デジタル複合機を追加し、電子計算機以外の器具・備品を除外]</p> <p>平成20年度 2年間の延長</p> <p>平成22年度 2年間の延長</p>
6	適用又は延長期間	平成24年4月～平成26年3月

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>農林水産関連中小企業は、大企業に比べ設備投資の資金繰りについて厳しい状況にある。</p> <p>一方で、食の安全・安心に対する消費者の関心が高まっており、中小食品製造業においては、衛生管理システムの導入等の取組が急務となっている。また、大規模食品製造業との競争力を確保するため、特色ある新商品開発等を行い、製品の高付加価値化を図ることも不可欠となっている。</p> <p>このようなことから、本税制措置をもって設備投資を促進することにより、日本経済の担い手である農林水産関連中小企業の成長を実現することを目的とする。……《政策目的の根拠》</p> <p>創設当初は、総合経済対策（平成10年4月経済対策閣僚会議）の一環として、投資減税の特例として措置されていた。</p> <p>「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月閣議決定）において、円高や海外経済の減速等による景気の下振れリスクとして、設備投資の停滞が経済成長の下押し要因とされており、雇用促進等の観点から、設備投資を推進するための税制上の措置を講ずることとされている。</p> <p>「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月閣議決定）（抜粋）</p> <p>新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策 ～円高、デフレへの緊急対応～</p> <p>I. 基本的な考え方</p> <p>1. 当面の目標と現状認識 （円高や海外経済の減速等による景気の下振れリスク）</p> <p>我が国経済は、アジアを中心とした外需や「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）をはじめとする政策の下支え効果等により、持ち直してきたものの、依然として厳しい状況にある。特に、新卒者・若年者の雇用状況は厳しく、また、多くの地域で厳しい雇用情勢が続くなど、デフレ終結に向けた経済の基盤は未だ脆弱である。</p> <p>こうした中、内外金利差の縮小等から、円ドル・レートが8月には1995年4月以来15年振りの水準を記録するなど急速な円高が進行している。円高には、輸入価格の低下による企業収益の増加要因となるほか、国内投資家・消費者の購買力の増加につながる等のメリットもある一方で、円高の進行・長期化は、外需の減少、設備投資や雇用の停滞、さらには企業の海外移転等を通じて、経済成長の下押し要因となる。また、海外経済は、減速懸念が強まっている。</p> <p>このような円高や海外経済の減速懸念等が我が国景気の大きな下振れリスクとなっている。</p> <p>II. 「3段階」の対応について</p>
---	------	--------------	---

		<p>ステップ3 平成23年度の対応—新成長戦略の本格実施 (2) 雇用促進等のための企業減税(抜粋)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新成長戦略の実現、特に、「雇用」を機軸とした経済成長を推進する。</li> <li>・企業の環境関連の設備投資・技術開発等を推進するための税制上の措置を講ずる。</li> </ul>																
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] 食料の安定供給の確保</p> <p>[政策分野] 食品産業の持続的な発展</p>																
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率について、前年の(53.1ポイント)と比較して5%ポイント程度向上させることを目指す(2年間で10%ポイント向上)。 (総務省ガイドライン等の要請により、初期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 22年度において、減税額として28億円適用があり、中小企業における大規模食品製造業の競争力を確保し、また衛生管理システムの導入等にも寄与。</p>																
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>農林水産関連中小企業において、継続して利用されている。 本措置は、青色申告を行う中小企業者を対象としており、特定の者に偏っていない。また、過去4年平均で約9,397件の利用があり、僅少でもない。</p> <p>(単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度 (実績)</th> <th>20年度 (実績)</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (見込)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>9,740</td> <td>9,199</td> <td>9,251</td> <td>9,397</td> <td>9,397</td> <td>9,397</td> <td>9,397</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 適用件数は、工業統計(経済産業省)における食品品製造業の事業所数(全事業所-300人以上事業所)のうち、2割を適用件数として推計している。</p>		19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	適用数	9,740	9,199	9,251	9,397	9,397	9,397	9,397
	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)											
適用数	9,740	9,199	9,251	9,397	9,397	9,397	9,397											

	②: 減収額	<p>農林水産関連中小企業において、継続した利用実績がある。</p> <p>(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度 (実績)</th> <th>20年度 (実績)</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (見込)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税額</td> <td>3,674</td> <td>3,296</td> <td>2,631</td> <td>2,794</td> <td>2,794</td> <td>2,794</td> <td>2,794</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照</p>		19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	減税額	3,674	3,296	2,631	2,794	2,794	2,794	2,794
	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)											
減税額	3,674	3,296	2,631	2,794	2,794	2,794	2,794											
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成19年度~平成25年度) 農林水産関連中小企業が設備投資を行うに当たって、継続的な利用がなされ、大規模食品製造業の競争力を確保や衛生管理システムの導入等にも寄与している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成19年度~平成25年度)</p> <p>(単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>19年 (実績)</th> <th>20年 (実績)</th> <th>21年 (実績)</th> <th>22年 (実績)</th> <th>23年 (見込)</th> <th>24年 (見込)</th> <th>25年 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備投資対 キャッシュ フロー比率</td> <td>71.8</td> <td>70.8</td> <td>58.8</td> <td>53.1</td> <td>53.1</td> <td>58.1</td> <td>63.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中小企業全体指数 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成24年度~平成25年度) 経済全体として設備投資の手控え傾向が引き続きある中において、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業の支援をやめることにより、中小企業の競争力が低下し、経営が成り立たなくなる企業が増加し、我が国経済の成長力の維持が困難となる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成19年~25年) 本特例措置の利用状況を調査(全体回答数5,500社)した結果、本特例措置を利用した企業の約5割の企業において、「本特例措置が設備投資の決定に影響した」(H21.6 中小企業庁アンケート調査)と回答しており、本特例措置には投資促進効果がある。</p> <p>また、上記アンケート結果を用いて(具体的には利用者の半数が当該措置にインセンティブがあったとし、投資額の半額を用いて経済波及効果を算出。また、減収額は全額計上している)本特例措置の適用実績(減収額)に対する経済波及効果を試算すると以下の表のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。</p> <p>(例)平成22年度の経済波及効果 330,026百万円が設備投資額であるが、経済波及効果を算出した際に使用した投資額は半額の165,013百万円、産業連関表を使用して経済波及効果を算出している。</p>	年	19年 (実績)	20年 (実績)	21年 (実績)	22年 (実績)	23年 (見込)	24年 (見込)	25年 (見込)	設備投資対 キャッシュ フロー比率	71.8	70.8	58.8	53.1	53.1	58.1	63.1
年	19年 (実績)	20年 (実績)	21年 (実績)	22年 (実績)	23年 (見込)	24年 (見込)	25年 (見込)											
設備投資対 キャッシュ フロー比率	71.8	70.8	58.8	53.1	53.1	58.1	63.1											

別添1

		設備投資に係る減収額及び経済波及効果						
		(単位：百万円)						
		19年 (実績)	20年 (実績)	21年 (実績)	22年 (見込)	23年 (見込)	24年 (見込)	25年 (見込)
		減収額	17,165	11,482	9,101	9,673	9,673	9,673
		投資額 (半額)	204,898	193,425	155,513	165,013	165,013	165,013
		経済波及効果	532,676	502,848	404,288	428,985	428,985	428,985
		※ 租税特別措置を受けないで投資することも可能な中、租税特別措置が適用されることを勘案すれば、設備投資の理由の一つに、この租税特別措置があると考えることが妥当。したがって当該租税特別措置を適用して設備投資を行っているものについては、当該租税特別措置がインセンティブになっているとして計算。 ※ 経済波及効果については、中小企業庁からのデータに基づき投資額を算出し「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用して算出。 ※ 消費転換係数は0.73で算出 ※ 経済波及効果は2次効果まで算定 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照 ※ 投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。						
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、青色申告を行う中小企業者を対象としており、他の措置のような細やかな条件付与がなされていないため、事業者の迅速な設備導入に対応できる。従って、設備投資促進に大きなインセンティブが働く。					
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。					
		③ 地方公共団体が協力する相当性	農林水産関係、特に食品産業は、中小企業が大宗を占めている。それら企業の設備投資を促進することは、地方の経済活動の活性化等に貢献する。					
10	有識者の見解	(農林水産省政策評価第三者委員会意見) 特別償却による減収は、経費の前倒しに過ぎないため是認できる。						
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—						

[中小企業投資促進税制：個人住民税・法人住民税・事業税：特別償却・税額控除]

中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除(食品企業者関係)の2年延長	平成24年度減税見込額 2,794百万円
--	-------------------------

(根拠条項：措法10の3、42の6、68の11、地法第23、72、292)

1. 減税見込額積算

【平成22年度見込額】

○法人事業税

(投資促進税制対象設備取得額) (特償選択率) (特償率) (事業税率) (黒字率<sup>※1</sup>) (農林水産関連業種割合<sup>※2</sup>)

特別償却減税見込額=2,129,191百万円×3/4×30%×9.6%×22.5%×15.5%=1,604百万円①

○法人住民税

(投資促進税制対象設備取得額) (特償選択率) (特償率) (法人税率) (黒字率) (農林水産関連業種割合) (住民税率)

ア 特別償却減税見込額=2,129,191百万円×3/4×30%×30%×22.5%×15.5%×17.3%=867百万円②

(投資促進税制対象設備取得額) (リースによる取得分) (控除率) (黒字率)

イ 税額控除減税見込額=(2,129,191百万円×1/4+232,416百万円)×7%×22.5%×15.5%×17.3%=323百万円③

○減税見込額

① 1,604百万円 + ② 867百万円 + ③ 323百万円 = 2,794百万円

【平成23年度から平成25年度までの見込額】

平成23年度から平成25年度までの見込については、平成22年度と同様とする。

※1 黒字率：税務統計から見た法人企業の実態における食料品製造業(1億円以下)から算出

※2 業種割合：「工業統計表」から算出

2. 適用実績及び適用見込み

区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込み)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)
対象者数	48,702	45,993	46,254	46,983	46,983	46,983	46,983
適用件数	9,740	9,199	9,251	9,397	9,397	9,397	9,397
減税見込額 (百万円)	3,674	3,296	2,631	2,794	2,794	2,794	2,794

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度	食品機械・同装置 (204,898)		
20年度	食品機械・同装置 (193,425)		
21年度	食品機械・同装置 (155,513)		
22年度	食品機械・同装置 (165,013)		
23年度	食品機械・同装置 (165,013)		
24年度	食品機械・同装置 (165,013)		
25年度	食品機械・同装置 (165,013)		
26年度			
27年度			
28年度			

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（農業者関係）	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「160 万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値を維持」は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である（【点検結果表の別紙】④参照）。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績（19 年度 386 百万円、20 年度 381 百万円、21 年度 389 百万円、22 年度 377 百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込み（24、25 両年度 377 百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、25 年度に達成すると説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の将来予測に疑問がある。

注 1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注 2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

注 3 本評価書は、税収減を是認するような効果の有無等について、「中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除」の対象である事業者のうち、農業者関係等を抜き出して評価しているものである。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
 前回要望時の達成目標について、定性的に記述しており、貴省が求められているような「達成したかどうか」について、判断根拠が無く、今回はあえて明示することを見送ったものである。  
 なお、今回から評価するに当たり、達成目標の定量化が求められており、達成目標を「所期の目標」の趣旨を変更しないで定量化を行ったところ。（評価書に記入）
- ④ 測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等の達成目標及び測定指標》欄への補足説明）  
 平成20年以降、国税庁「統計年報」での青色申告を行う農家数の把握ができなくなったため、販売農家数を使用して達成目標の測定指標を設定している。販売農家には青色申告を行う農家以外も含まれているが、達成目標を指数化するために使用しているだけであり、設定方法に問題はないと考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（農業者関係）（国税13）（所得税、法人税：義）
2	要望の内容	<p>農業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額の特別控除（7%）の2年延長。</p> <p>【制度の概要】</p> <p>（1）適用対象者：青色申告を行う農業者等</p> <p>（2）対象設備の取得価額：                  ・機械及び装置（1台の取得価額が160万円以上）                  ・特定の器具及び備品（1台の取得価額が120万円以上）                  ・一定のソフトウェア（1つの取得価額が70万円以上）等</p> <p>（3）特例措置：青色申告を行う農業者等が上記機械等を取得し、農業の用に供した場合には、初年度にその取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（但し、資本金3,000万円以下）の選択適用が認められる。</p>
3	担当部局	生産局農産部技術普及課
4	評価実施時期	平成23年4月～9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度 「総合経済対策（平成10年4月）」に伴う措置として創設。</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備の拡充                  [普通自動車：車両重量8t以上→3.5t以上]</p> <p>平成12年度 1年間の延長                  [平成13年5月までの適用期限の延長]</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長                  [平成14年3月までの適用期限の延長]</p> <p>平成14年度 2年間の延長                  [対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ]                  取得：230万円以上→160万円以上                  リース：300万円以上→210万円以上</p> <p>平成16年度 2年間の延長                  [対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ]                  取得：100万円以上→120万円以上                  リース：140万円以上→160万円以上</p> <p>平成18年度 2年間の延長                  [対象資産に一定のソフトウェア、デジタル複合機を追加し、電子計算機以外の器具・備品を除外]</p> <p>平成20年度 2年間の延長</p> <p>平成22年度 2年間の延長</p>
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                  中小規模の農業者がほぼ全体である農業では、生産性の向上等により</p>

		<p>経営体質を強化していくことが必要不可欠。また、農業は、地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、食品産業や観光業等を含めた地域経済の活性化のためにも、生産性の向上等により農業経営の体質強化を図ることが必要不可欠。</p> <p>このため、生産性の向上に資する高性能な農業機械等の導入（機械化等投資）を加速し、農業における継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農業者の経営安定及び農産物の安定供給を確保することが目的。</p> <p>《政策目的の根拠》          食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）          食料・農業・農村基本法第2条の3において、「食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない」とされている。</p>																																
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標]          食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標]          食料の安定供給の確保</p> <p>[政策分野]          国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化</p>																																
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》          平成25年度における160万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値：(86,463円(平成22年度実績))を指数として基準値とし、これを維持すること。          (総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。)          ※上記基準値の算出根拠は以下のとおり。          160万円以上の農業機械出荷額 141,039百万円 ÷ 販売農家数 1631千戸 = 86,463円</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》          販売農家1戸当たりの160万円以上の農業機械取得額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          高性能な農業機械の導入による労働時間の低減により、農業の生産性向上を図り、農業者の経営安定及び農産物の安定供給を確保することができる。</p>																																
8	有効性等	<p>① 適用数等 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19年度 (実績)</th> <th>H20年度 (実績)</th> <th>H21年度 (実績)</th> <th>H22年度 (実績)</th> <th>H23年度 (見込み)</th> <th>H24年度 (見込み)</th> <th>H25年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>3,056</td> <td>2,985</td> <td>2,689</td> <td>2,670</td> <td>2,670</td> <td>2,670</td> <td>2,670</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照          本税制措置は、青色申告を行う全ての農業者を対象としており、特定の者に偏った利用とはなっていない。また、毎年2,500件を超える適用があり、僅少でもない。          想定適用数 2,985件(前回要望時に想定した件数(2年平均))</p> <p>② 減収額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19年度 (実績)</th> <th>H20年度 (実績)</th> <th>H21年度 (実績)</th> <th>H22年度 (実績)</th> <th>H23年度 (見込み)</th> <th>H24年度 (見込み)</th> <th>H25年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>386</td> <td>381</td> <td>389</td> <td>377</td> <td>377</td> <td>377</td> <td>377</td> </tr> </tbody> </table>		H19年度 (実績)	H20年度 (実績)	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (見込み)	H24年度 (見込み)	H25年度 (見込み)	適用件数	3,056	2,985	2,689	2,670	2,670	2,670	2,670		H19年度 (実績)	H20年度 (実績)	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (見込み)	H24年度 (見込み)	H25年度 (見込み)	減収額	386	381	389	377	377	377	377
	H19年度 (実績)	H20年度 (実績)	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (見込み)	H24年度 (見込み)	H25年度 (見込み)																											
適用件数	3,056	2,985	2,689	2,670	2,670	2,670	2,670																											
	H19年度 (実績)	H20年度 (実績)	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (見込み)	H24年度 (見込み)	H25年度 (見込み)																											
減収額	386	381	389	377	377	377	377																											

		※算定根拠は別添1参照																																																
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成25年度)          農業者の経営が厳しい状況においても、高性能な農業機械の導入が確保されており、農業の生産性向上等に効果を上げている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成25年度)          下表のとおり、160万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値は推移しており、本特例措置は高性能な農業機械の導入に効果を上げている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (実績)</th> <th>H23 (見込)</th> <th>H24 (見込)</th> <th>H25 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>160万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値(指数)</td> <td>79.766</td> <td>81.545</td> <td>85.098</td> <td>86.463</td> <td>86.463</td> <td>86.463</td> <td>86.463</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成25年度)          本税制措置が延長されない場合、農業者は投資余力が小さいことから、高性能な農業機械等の導入(機械化等投資)が減退し、農業の生産性向上が阻害され、農業者の経営安定及び農産物の安定供給の確保に支障をきたす。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成19年度～平成25年度)          生産性向上をもたらす高性能な農業機械等は初期投資額が大きいため、本税制措置による初期投資額の軽減等は農業者による機械化等投資の促進に大きなインセンティブとなり、農業の生産性向上に大きく寄与する。</p> <p>本税制措置の利用状況を調査(全体回答数約5,500社)した結果、本特例措置を利用した企業の約5割の企業において、「本特例措置が設備投資の決定に影響した」(H21年6月中小企業庁アンケート調査)と回答しており、本特例措置には投資促進効果がある。</p> <p>また、上記アンケート調査結果を用いて(利用者の半数が当該措置にインセンティブがあったとし、投資額の半額を用いて経済波及効果を算出。減収額は全額計上)本特例措置の適用実績(減収額)に対する経済波及効果を試算したところ、以下の表のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。</p> <p>上記の考え方を踏まえ、経済波及効果について、算出したところ、以下の表のとおり。</p> <p>[経済効果の算出方法]          141,039百万円(160万円以上の国内向け農業機械出荷額) × 3.81% (全販売農家に占める青色申告を行った販売農家の割合) = 5,380百万円を設備投資額とし、経済波及効果を算出した際に使用した投資額をその半額の2,690百万円とした上で、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19年度 (実績)</th> <th>H20年度 (実績)</th> <th>H21年度 (実績)</th> <th>H22年度 (実績)</th> <th>H23年度 (見込み)</th> <th>H24年度 (見込み)</th> <th>H25年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>453</td> <td>447</td> <td>456</td> <td>442</td> <td>442</td> <td>442</td> <td>442</td> </tr> <tr> <td>投資額</td> <td>2,759</td> <td>2,722</td> <td>2,777</td> <td>2,690</td> <td>2,690</td> <td>2,690</td> <td>2,690</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>7,276</td> <td>7,180</td> <td>7,325</td> <td>7,095</td> <td>7,095</td> <td>7,095</td> <td>7,095</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)	160万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値(指数)	79.766	81.545	85.098	86.463	86.463	86.463	86.463		H19年度 (実績)	H20年度 (実績)	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (見込み)	H24年度 (見込み)	H25年度 (見込み)	減収額	453	447	456	442	442	442	442	投資額	2,759	2,722	2,777	2,690	2,690	2,690	2,690	経済波及効果	7,276	7,180	7,325	7,095	7,095	7,095	7,095
年度	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)																																											
160万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値(指数)	79.766	81.545	85.098	86.463	86.463	86.463	86.463																																											
	H19年度 (実績)	H20年度 (実績)	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (見込み)	H24年度 (見込み)	H25年度 (見込み)																																											
減収額	453	447	456	442	442	442	442																																											
投資額	2,759	2,722	2,777	2,690	2,690	2,690	2,690																																											
経済波及効果	7,276	7,180	7,325	7,095	7,095	7,095	7,095																																											

		<p>※経済波及効果の算出には、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用。</p> <p>※消費転換係数0.73で算出。</p> <p>※経済波及効果は2次効果まで算定。</p> <p>※経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照。</p> <p>※投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>農業者による高性能な農業機械等に対する投資(機械化投資)を促進し、農業の生産性向上の底上げを図るためには、対象とする農業者や農業機械等が限定される補助事業では不十分であり、機械化等投資を計画的に行う意欲と能力のある農業者を幅広く支援できる税制措置が政策手段として妥当。</p> <p>また、農業においては、水稻、園芸等の作物の品種が多数あり、農業者の資金状況や作物の品種毎の業況に機械化等投資が左右されるため、対象者、対象設備等が限定される補助金や財投融資とは異なり、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>関連する措置として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農畜産業機械等リース支援事業</li> <li>・経営体育成支援事業</li> <li>・多様な農業者向け制度金融</li> </ul> <p>等があるが、本税制措置と同一の目的及び対象要件で交付される補助金等の予算上の措置及び財投による融資制度等は存在しない。</p> <p>機械化等投資等の農業の生産性向上に係る政策支援については、関係する補助金、交付金、金融等の措置と一体的に講じることにより、政策効果の拡大を図る。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>農業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、高性能な農業機械に対する投資を行う意欲と能力のある農業者を支援することは、食品産業や観光業等をも含めた地域経済の活性化に貢献するため。</p>
10	有識者の見解	<p>(農林水産省政策評価第三者委員会意見)</p> <p>特別償却による減収は、経費の前倒しに過ぎないため是認できる。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

○減税見込額積算資料(国税)

1. 減税見込額等の積算

(1) 減税対象機械設備 = 141,039百万円(平成22年度)

【算出例】トラクターの場合

$$33,121 \text{ 台 (国内向け出荷台数)} \div 145,590 \text{ 台 (20馬力以上のトラクターの出荷台数)} \times 212,890 \text{ 百万円 (20馬力以上のトラクターの出荷額)} = 48,431 \text{ 百万円}$$

○上記の算出例に沿って算出した主要農業機械(160万円以上)の合計額

$$48,431 \text{ 百万円 (トラクター)} + 15,724 \text{ 百万円 (田植機)} + 73,762 \text{ 百万円 (コンバイン)} + 3,122 \text{ 百万円 (スピードスプレー)} = 141,039 \text{ 百万円}$$

(注) 「農業機械出荷額」及び「農業機械出荷台数」は、団体からの聞き取り等を基に試算した。また、当税制の対象である160万円以上と想定される主要農業機械をトラクター(20馬力以上)、田植機(5条以上)、コンバイン及びスピードスプレーとした。

(2) 減税見込額(平成22年度実績推計)・・・所得控除から試算

$$141,039 \text{ 百万円 (減税対象機械設備取得価額)} \times 0.0381 \text{ (青色申告により所得税を納税している農業所得者率)} \times 7\% \text{ (税額控除率)} = 377 \text{ 百万円}$$

$$H19 \text{ 青色申告所得納税者数 (農業所得者)} \div \text{販売農家数} = 74,901 \text{ 人} \div 1,963,424 \text{ 人} = 0.0381$$

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

国税庁「統計年報」、農林水産省「2005農林業センサス」

2. 適用実績及び適用見込み

区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込み)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)
対象数	80,111	78,259	70,495	70,003	70,003	70,003	70,003
適用件数	3,056	2,985	2,689	2,670	2,670	2,670	2,670
減税見込額	386	381	389	377	377	377	377

注) 1 対象数は、減税対象機械設備の出荷台数である。

2 適用件数は、(対象者数) × (青色申告により所得税を納税している農業所得者率) で推計。

3 平成23年度以降については、平成22年度の推計値と同数とした。

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度	農業用機械 (2,241)	商業 (486)	運輸 (31)
20年度	農業用機械 (2,212)	商業 (480)	運輸 (30)
21年度	農業用機械 (2,257)	商業 (489)	運輸 (31)
22年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
23年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
24年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
25年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
26年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
27年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
28年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（農業者関係）	府省名	農林水産省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「160 万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値を維持」は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である（【点検結果表の別紙】④参照）。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績（19 年度 67 百万円、20 年度 66 百万円、21 年度 67 百万円、22 年度 65 百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込み（24、25 両年度 65 百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、25 年度に達成すると説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 本評価書は、税収減を是認するような効果の有無等について、「中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長」の対象である事業者のうち、農業者関係等を抜き出して評価しているものである。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
 前回要望時の達成目標について、定性的に記述しており、貴省が求められているような「達成したかどうか」について、判断根拠が無く、今回はあえて明示することを見送ったものである。  
 なお、今回から評価するに当たり、達成目標の定量化が求められており、達成目標を「所期の目標」の趣旨を変更しないで定量化を行ったところ。（評価書に記入）
- ④ 測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等の達成目標及び測定指標》欄への補足説明）  
 平成20年以降、国税庁「統計年報」での青色申告を行う農家数の把握ができなくなったため、販売農家数を使用して達成目標の測定指標を設定している。販売農家には青色申告を行う農家以外も含まれているが、達成目標を指数化するために使用しているだけであり、設定方法に問題はないと考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長(地方税16)(法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>農業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額の特別控除（7%）の2年延長。</p> <p>【制度の概要】</p> <p>(1) 適用対象者：青色申告を行う農業者等</p> <p>(2) 対象設備の取得価額：                  ・機械及び装置（1台の取得価額が160万円以上）                  ・特定の器具及び備品（1台の取得価額が120万円以上）                  ・一定のソフトウェア（1つの取得価額が70万円以上）等</p> <p>(3) 特例措置：青色申告を行う農業者等が上記機械等を取得し、農業の用に供した場合には、初年度にその取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（但し、資本金3,000万円以下）の選択適用が認められる。</p>
3	担当部局	生産局農産部技術普及課
4	評価実施時期	平成23年4月～9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度 「総合経済対策(平成10年4月)」に伴う措置として創設。</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備の拡充                  [普通自動車:車両重量8t以上→3.5t以上]</p> <p>平成12年度 1年間の延長                  [平成13年5月までの適用期限の延長]</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長                  [平成14年3月までの適用期限の延長]</p> <p>平成14年度 2年間の延長                  [対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ]                  取得:230万円以上→160万円以上                  リース:300万円以上→210万円以上</p> <p>平成16年度 2年間の延長                  [対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ]                  取得:100万円以上→120万円以上                  リース:140万円以上→160万円以上</p> <p>平成18年度 2年間の延長                  [対象資産に一定のソフトウェア、デジタル複合機を追加し、電子計算機以外の器具・備品を除外]</p> <p>平成20年度 2年間の延長</p> <p>平成22年度 2年間の延長</p>
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                  中小規模の農業者がほぼ全体である農業では、生産性の向上等により</p>

		根拠	<p>経営体質を強化していくことが必要不可欠。また、農業は、地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、食品産業や観光業等を含めた地域経済の活性化のためにも、生産性の向上等により農業経営の体質強化を図ることが必要不可欠。</p> <p>このため、生産性の向上に資する高性能な農業機械等の導入(機械化等投資)を加速し、農業における継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農業者の経営安定及び農産物の安定供給を確保することが目的。</p> <p>《政策目的の根拠》 食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号) 食料・農業・農村基本法第2条の3において、「食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない」とされている。</p>																
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] 食料の安定供給の確保</p> <p>[政策分野] 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化</p>																
		③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成25年度における160万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値(86,463円(平成22年度実績))を指数として基準値とし、これを維持すること。</p> <p>(総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。) ※上記基準値の算出根拠は以下のとおり。 160万円以上の農業機械出荷額 141,039百万円÷販売農家数 1631千戸＝86,463円</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 販売農家1戸当たりの160万円以上の農業機械取得額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 高性能な農業機械の導入による労働時間の低減により、農業の生産性向上を図り、農業者の経営安定及び農産物の安定供給を確保することができる。</p>																
8	有効性等	①: 適用数等	<p>(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19年度 (実績)</th> <th>H20年度 (実績)</th> <th>H21年度 (実績)</th> <th>H22年度 (実績)</th> <th>H23年度 (見込み)</th> <th>H24年度 (見込み)</th> <th>H25年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>3,056</td> <td>2,985</td> <td>2,689</td> <td>2,670</td> <td>2,670</td> <td>2,670</td> <td>2,670</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照 本税制措置は、青色申告を行う全ての農業者を対象としており、特定の者に偏った利用とはなっていない。また、毎年2,500件を超える適用があり、僅少でもない。 想定適用数 2,985件(前回要望時に想定した件数(2年平均))</p>		H19年度 (実績)	H20年度 (実績)	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (見込み)	H24年度 (見込み)	H25年度 (見込み)	適用件数	3,056	2,985	2,689	2,670	2,670	2,670	2,670
	H19年度 (実績)	H20年度 (実績)	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (見込み)	H24年度 (見込み)	H25年度 (見込み)												
適用件数	3,056	2,985	2,689	2,670	2,670	2,670	2,670												
		②: 減収額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19年度 (実績)</th> <th>H20年度 (実績)</th> <th>H21年度 (実績)</th> <th>H22年度 (実績)</th> <th>H23年度 (見込み)</th> <th>H24年度 (見込み)</th> <th>H25年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>67</td> <td>66</td> <td>67</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table>		H19年度 (実績)	H20年度 (実績)	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (見込み)	H24年度 (見込み)	H25年度 (見込み)	減収額	67	66	67	65	65	65	65
	H19年度 (実績)	H20年度 (実績)	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (見込み)	H24年度 (見込み)	H25年度 (見込み)												
減収額	67	66	67	65	65	65	65												

			※算定根拠は別添1参照																																																
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成25年度) 農業者の経営が厳しい状況においても、高性能な農業機械の導入が確保されており、農業の生産性向上等に効果を上げている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成25年度) 下表のとおり、160万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値は推移しており、本特例措置は高性能な農業機械の導入に効果を上げている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (実績)</th> <th>H23 (見込)</th> <th>H24 (見込)</th> <th>H25 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>160万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値(指数化)</td> <td>79.766</td> <td>81.545</td> <td>85.099</td> <td>86.463</td> <td>86.463</td> <td>86.463</td> <td>86.463</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成25年度) 本税制措置が延長されない場合、農業者は投資余力が小さいことから、高性能な農業機械等の導入(機械化等投資)が減退し、農業の生産性向上が阻害され、農業者の経営安定及び農産物の安定供給の確保に支障をきたす。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成19年度～平成25年度) 生産性向上をもたらす高性能な農業機械等は初期投資額が大きいため、本税制措置による初期投資額の軽減等は農業者による機械化等投資の促進に大きなインセンティブとなり、農業の生産性向上に大きく寄与する。</p> <p>本税制措置の利用状況を調査(全体回答数約5,500社)した結果、本特例措置を利用した企業の約5割の企業において、「本特例措置が設備投資の決定に影響した」(H21年6月中小企業庁アンケート調査)と回答しており、本特例措置には投資促進効果がある。</p> <p>また、上記アンケート調査結果を用いて(利用者の半数が当該措置にインセンティブがあったとし、投資額の半額を用いて経済波及効果を算出。減収額は全額計上)本特例措置の適用実績(減収額)に対する経済波及効果を試算したところ、以下の表のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。</p> <p>上記の考え方を踏まえ、経済波及効果について、算出したところ、以下の表のとおり。</p> <p>[経済効果の算出方法] 141,039百万円(160万円以上の国内向け農業機械出荷額)×3.81%(全販売農家に占める青色申告を行った販売農家の割合)=5,380百万円を設備投資額とし、経済波及効果を算出した際に使用した投資額をその半額の2,690百万円とした上で、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19年度 (実績)</th> <th>H20年度 (実績)</th> <th>H21年度 (実績)</th> <th>H22年度 (実績)</th> <th>H23年度 (見込み)</th> <th>H24年度 (見込み)</th> <th>H25年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>453</td> <td>447</td> <td>456</td> <td>442</td> <td>442</td> <td>442</td> <td>442</td> </tr> <tr> <td>投資額</td> <td>2,759</td> <td>2,722</td> <td>2,777</td> <td>2,690</td> <td>2,690</td> <td>2,690</td> <td>2,690</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>7,276</td> <td>7,180</td> <td>7,325</td> <td>7,095</td> <td>7,095</td> <td>7,095</td> <td>7,095</td> </tr> </tbody> </table> <p>※経済波及効果の算出には、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心と</p>	年度	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)	160万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値(指数化)	79.766	81.545	85.099	86.463	86.463	86.463	86.463		H19年度 (実績)	H20年度 (実績)	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (見込み)	H24年度 (見込み)	H25年度 (見込み)	減収額	453	447	456	442	442	442	442	投資額	2,759	2,722	2,777	2,690	2,690	2,690	2,690	経済波及効果	7,276	7,180	7,325	7,095	7,095	7,095	7,095
年度	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)																																												
160万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値(指数化)	79.766	81.545	85.099	86.463	86.463	86.463	86.463																																												
	H19年度 (実績)	H20年度 (実績)	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (見込み)	H24年度 (見込み)	H25年度 (見込み)																																												
減収額	453	447	456	442	442	442	442																																												
投資額	2,759	2,722	2,777	2,690	2,690	2,690	2,690																																												
経済波及効果	7,276	7,180	7,325	7,095	7,095	7,095	7,095																																												

			<p>した産業連関表(101部門)」を使用。                  ※消費転換係数0.73で算出。                  ※経済波及効果は2次効果まで算定。                  ※経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照。                  ※投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>農業者による高性能な農業機械等に対する投資(機械化投資)を促進し、農業の生産性向上の底上げを図るためには、対象とする農業者や農業機械等が限定される補助事業では不十分であり、機械化等投資を計画的に行う意欲と能力のある農業者を幅広く支援できる税制措置が政策手段として妥当。</p> <p>また、農業においては、水稲、園芸等の作物の品種が多数あり、農業者の資金状況や作物の品種毎の業況に機械化等投資が左右されるため、対象者、対象設備等が限定される補助金や財投融資とは異なり、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当。</p> <p>関連する措置として、                  ・農畜産業機械等リース支援事業                  ・経営体育成支援事業                  ・多様な農業者向け制度金融等があるが、本税制措置と同一の目的及び対象要件で交付される補助金等の予算上の措置及び財投による融資制度等は存在しない。                  機械化等投資等の農業の生産性向上に係る政策支援については、関係する補助金、交付金、金融等の措置と一体的に講じることにより、政策効果の拡大を図る。</p> <p>農業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、高性能な農業機械に対する投資を行う意欲と能力のある農業者を支援することは、食品産業や観光業等をも含めた地域経済の活性化に貢献するため。</p>
10	有識者の見解		(農林水産省政策評価第三者委員会意見) 特別償却による減収は、経費の前倒しに過ぎないためは認める。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

○減税見込額積算資料(地方税)

1. 減税見込額等の積算

(1) 減税対象機械設備 = 141,039百万円(平成22年度)

【算出例】トラクターの場合

$$33,121 \text{ 台 (国内向け出荷台数)} \div 145,590 \text{ 台 (20馬力以上のトラクターの出荷台数)} \times 212,890 \text{ 百万円 (20馬力以上のトラクターの出荷額)} = 48,431 \text{ 百万円}$$

○上記の算出例に沿って算出した主要農業機械(160万円以上)の合計額

$$48,431 \text{ 百万円 (トラクター)} + 15,724 \text{ 百万円 (田植機)} + 73,762 \text{ 百万円 (コンバイン)} + 3,122 \text{ 百万円 (ステートプレー)} = 141,039 \text{ 百万円}$$

(注)「農業機械出荷額」及び「農業機械出荷台数」は、団体からの聞き取り等を基に試算した。また、当税制の対象である160万円以上と想定される主要農業機械をトラクター(20馬力以上)、田植機(5条以上)、コンバイン及びステートプレーとした。

(2) 減税見込額(平成22年度実績推計)・・・所得控除から試算

$$141,039 \text{ 百万円 (減税対象機械設備取得価額)} \times 0.0381 \text{ (青色申告により所得税を納税している農業所得者率)} \times 7\% \text{ (税額控除率)} \times 17.3\% \text{ (法人住民税率)} = 6.5 \text{ 百万円}$$

$$H19 \text{ 青色申告所得納税者数 (農業所得者)} \div \text{販売農家数} = 74,901 \text{ 人} \div 1,963,424 \text{ 人} = 0.0381$$

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

国税庁「統計年報」、農林水産省「2005農林業センサス」

2. 適用実績及び適用見込み

区 分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込み)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)
対象者数	80,111	78,259	70,495	70,003	70,003	70,003	70,003
適用件数	3,056	2,985	2,689	2,670	2,670	2,670	2,670
減税見込額	67	66	67	65	65	65	65

注) 1 対象者は、減税対象機械設備の出荷台数である。

2 適用件数は、(対象者) × (青色申告により所得税を納税している農業所得者率) で推計。

3 平成23年度以降については、平成22年度の推計値と同数とした。

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度	農業用機械 (2,241)	商業 (486)	運輸 (31)
20年度	農業用機械 (2,212)	商業 (480)	運輸 (30)
21年度	農業用機械 (2,257)	商業 (489)	運輸 (31)
22年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
23年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
24年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
25年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
26年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
27年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
28年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（森林組合等関係）	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。  
 ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「素材生産の労働生産性の向上」は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績（20年度36百万円、21年度102百万円、22年度101百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、設備投資額全体を本租税特別措置等の効果として算定し、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、設備投資額全体を本租税特別措置等の効果として算定し、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑨ 減収額の将来推計について、推計の過程において用いられているデータの時期が明らかでないため、減収額の見込みに疑問がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、素材生産の労働生産性は、25年度で主伐7.18㎡/人日、間伐5.03㎡/人日と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 本評価書は、税収減を是認するような効果の有無等について、「中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除」の対象である事業者のうち、森林組合等関係等を抜き出して評価しているものである。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

前回要望時の達成目標については、定性的に記述しており、貴省が求められているような「達成したかどうか」について、判断根拠が無く、今回はあえて明示することを見送ったものである。

なお、今回から評価するに当たり、達成目標の定量化が求められており、達成目標を「所期の目標」の趣旨を変更しないで定量化を行ったところ。（評価書に記入）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（森林組合等関係）（国税14）（法人税：義）
2	要望の内容	本制度の適用期限の2年延長 【現行制度】 (1)対象者 森林組合等で青色申告書を提出するもの (2)対象設備 全ての機械・装置、特定の器具・備品及び一定のソフトウェア (3)特例措置 機械等の取得価格の30%の特別償却又は7%の特別税額控除の選択適用 (4)取得価格 機械・装置は1設備 160万円以上 器具・備品は1設備 120万円以上 ソフトウェアは1ソフトウェア 70万円以上
3	担当部局	林野庁林政部経営課
4	評価実施時期	平成23年4月～9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設：平成10年4月総合経済対策 延長：平成11年、12年、13年、14年、16年、18年、20年、22年適用期限ごとに延長。
6	適用又は延長期間	平成24年4月～平成26年3月
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 林業生産活動の生産性向上に取り組む意欲のある森林組合等を支援することにより、林業・木材産業の活性化を図るとともに、森林所有者の経済的社会的地位の向上を促進し、山村地域の経済活性化と国土保全に資する。  《政策目的の根拠》 ○森林・林業基本法（昭和三十九年法律第六十一号） （林業の持続的かつ健全な発展） 第三条 林業については、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることにかんがみ、林業の担い手が確保されとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その持続的かつ健全な発展が図られなければならない。  ○森林・林業基本計画（平成23年7月26日閣議決定） 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策 （1）望ましい林業構造の確立  ○森林・林業再生プラン（平成21年12月農林水産省策定） Ⅲ. 検討事項 1. 林業経営・技術の高度化 ※森林・林業再生プランについては、平成22年6月に閣議決定された

			「新成長戦略」において、経済成長に特に貢献度が高い施策である「21 の国家戦略プロジェクト」の一つに位置付けられているところ。																							
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>〔大目標〕 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>〔中目標〕 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>〔政策分野〕 林業の持続的かつ健全な発展</p>																							
	③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 意欲のある森林組合等に対して、高性能林業機械の導入等を促すことにより、効率的かつ低コストの素材生産の達成を目指す。 具体的には、素材生産の労働生産性の向上を図る。 〔10年後(平成32年)の労働生産性〕 主伐 11～13m<sup>3</sup>/人日以上 間伐 8～10m<sup>3</sup>/人日以上 (総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 素材生産の労働生産性</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 意欲ある森林組合等が、施業集約化、路網整備、高性能林業機械の導入等により、効率的かつ低コストの素材生産することで、林業・木材産業の活性化を図るとともに、森林所有者の経済的社会的地位の向上を促進し、山村地域の経済活性化と国土保全に資する。</p>																							
8	有効性等	①	適用数等	<p>(件数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23 (推定)</th> <th>H24 (推定)</th> <th>H25 (推定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数</td> <td>47</td> <td>41</td> <td>79</td> <td>52</td> <td>57</td> <td>57</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table> <p>全国の森林組合等が対象であり、偏りはない。適用対象者は年度単位で見ると約700森林組合のうち約1割の森林組合が本制度を活用していることとなる。高性能林業機械の導入は生産性の向上を図る際の有効な手段の一つであるが、林業機械等は高価であり、導入を進めるにあたり、生産性の向上の観点に加え、導入経費、ランニングコスト及び事業量に基づく機械稼働率等を参酌し総合的な判断を行ったうえで、各森林組合において計画性をもって導入する必要があるため、適用件数が約1割であっても僅少ではない。 想定適用数37件(前回要望時に想定した件数(3年平均)) ※算定根拠は別添1参照。</p>							年度	H19	H20	H21	H22	H23 (推定)	H24 (推定)	H25 (推定)	適用法人数	47	41	79	52	57	57	57
年度	H19	H20	H21	H22	H23 (推定)	H24 (推定)	H25 (推定)																			
適用法人数	47	41	79	52	57	57	57																			

	②	減収額	<p>(百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23 (推定)</th> <th>H24 (推定)</th> <th>H25 (推定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税見込額</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>102</td> <td>101</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照。</p>							年度	H19	H20	H21	H22	H23 (推定)	H24 (推定)	H25 (推定)	減税見込額	36	36	102	101	80	80	80								
年度	H19	H20	H21	H22	H23 (推定)	H24 (推定)	H25 (推定)																										
減税見込額	36	36	102	101	80	80	80																										
	③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成25年度)</p> <p>林業生産活動の生産性向上に取り組む意欲のある森林組合等を支援することにより、林業・木材産業の活性化を図るとともに、森林所有者の経済的社会的地位の向上を促進し、山村地域の経済活性化と国土保全に資することとしている。 現状の素材生産の労働生産性は、主伐で5m<sup>3</sup>/人日程度、間伐で3m<sup>3</sup>/人日程度であるが、当該租税特別措置等を活用して、林業機械等の導入を進めていくことで、最終目標に近付けていくことが可能である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成25年度) 下表のとおり、これまで、当該租税特別措置等を活用し、着実に林業機械等の導入が図られ、毎年度、労働生産性の向上等に寄与していると考えられる。</p> <p>〔素材生産の労働生産性〕 (単位:m<sup>3</sup>/人日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (見込)</th> <th>H23 (推定)</th> <th>H24 (推定)</th> <th>H25 (推定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主伐</td> <td>4.76</td> <td>4.76</td> <td>5.00</td> <td>5.55</td> <td>6.09</td> <td>6.64</td> <td>7.18</td> </tr> <tr> <td>間伐</td> <td>3.13</td> <td>3.23</td> <td>3.33</td> <td>3.75</td> <td>4.18</td> <td>4.60</td> <td>5.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成25年度) 森林の適切な整備を進めていくため、新成長戦略に位置づけられている森林・林業再生プランにおいて、森林施業の担い手である森林組合等における間伐等施業の集約化を推進するとともに、高性能林業機械等の導入を通じた生産コスト縮減を図ることとしている。 一方、当該租税特別措置が延長されなかった場合林業機械等の導入促進が進まず、生産性向上に取り組む森林組合等の育成に支障をきたす。</p>							年度	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (見込)	H23 (推定)	H24 (推定)	H25 (推定)	主伐	4.76	4.76	5.00	5.55	6.09	6.64	7.18	間伐	3.13	3.23	3.33	3.75	4.18	4.60	5.03
年度	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (見込)	H23 (推定)	H24 (推定)	H25 (推定)																										
主伐	4.76	4.76	5.00	5.55	6.09	6.64	7.18																										
間伐	3.13	3.23	3.33	3.75	4.18	4.60	5.03																										

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 19 年度～平成 25 年度)</p> <p>意欲のある森林組合等の経営基盤を強化するためには、素材生産量を増加させ、その生産額も増加することが必要であり、これらの森林組合等は、当該租税特別措置の活用により林業機械等の導入促進による労働生産性の向上等を図ることをめざすこととなる。</p> <p>このことから、当該租税特別措置の適用を受けた森林組合等が、この適用を受けたことによる効果については、これらの森林組合等の各年度の素材生産量及び生産額の増加分を算出することによって推定することとした。</p> <p>これによると、いずれの年度についても生産額の増加分が減収額を上回るため、当該租税特別措置を是認できるものと考えられる。</p> <p style="text-align: center;">(単位:組合、百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>47</td> <td>41</td> <td>79</td> <td>52</td> <td>57</td> <td>57</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>減税額</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>102</td> <td>101</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>生産額 (増加分)</td> <td>1,864</td> <td>1,489</td> <td>2,465</td> <td>1,730</td> <td>1,897</td> <td>1,897</td> <td>1,897</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 各年度の生産額(増加分)については、目標とする素材生産の労働生産性を向上させたことにより増加する素材生産量に木材生産額を乗じて推定した。</p>	年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	適用数	47	41	79	52	57	57	57	減税額	36	36	102	101	80	80	80	生産額 (増加分)	1,864	1,489	2,465	1,730	1,897	1,897	1,897
年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25																												
適用数	47	41	79	52	57	57	57																												
減税額	36	36	102	101	80	80	80																												
生産額 (増加分)	1,864	1,489	2,465	1,730	1,897	1,897	1,897																												
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>高性能林業機械等の導入を行った際に、他の支援措置に比べ迅速に機能する本措置は、森林組合等における機械等への投資の促進に大きなインセンティブとなり、効率化が図られる。</p>																																
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>森林組合等への設備投資に係る支援措置として、森林・林業・木材産業づくり交付金、林業・木材産業改善資金等補助・融資があり、その対象となっている高性能林業機械は、次のとおり、非常に高価である。このため、これらの導入をより一層促進するためには、補助・融資を含めた一体的な措置を講じる必要がある。</p> <p>また、素材生産に必要なホイールローダー等重機や、施業集約化に欠かせない器具、ソフトウェア等については、補助・融資の対象となっていないことから、他の支援措置等との役割分担ができていない。</p> <p>[参考:高性能林業機械の金額]</p> <p>フォワーダ(1,500万円前後)</p> <p>ハーベスタ(2,000～3,000万円)</p> <p>プロセッサ(1,500～2,500万円)</p> <p>スイングヤーダ(1,500万円前後)</p>																																
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>林業生産活動等に対する投資を促進することで、林業・木材産業の構造改革を図り、山村地域の経済活性化を促進する。</p>																																

10	有識者の見解	(農林水産省政策評価第三者委員会意見) 特別償却による減収は、経費の前倒しに過ぎないためは認める。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

## 減税見込額積算資料(国税)

## 1. 減税見込額等の積算

## (1) 特別償却額

## ① 森林組合

3年平均(81百万円/79%+190百万円/77%+90百万円/78%)÷3=155百万円

## ② 森林組合連合会

3年平均(20百万円/100%+12百万円/100%+120百万円/100%)÷3=52百万円

## ③ 計(森林組合+森林組合連合会) 207百万円

注)〇〇%は全数における調査回答率である。

## (2) 税額控除額

## ① 森林組合

3年平均(8百万円+43百万円+46百万円)÷3=32百万円

## ② 森林組合連合会

3年平均(1百万円+2百万円+2百万円)÷3=2百万円

## ③ 計(森林組合+森林組合連合会) 34百万円・・・(ア)

## (3) 特別償却による減税額試算

## ① 特別償却額 207百万円

## ② 特別償却減税額 207百万円×22%(法人税率)=46百万円・・・(イ)

## ③ 減税見込額(ア)+(イ) 80百万円

## (減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査のデータを基に減税見込額を推計。

## 2. 適用実績及び適用見込み

(単位:百万円)

区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込み)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)
対象者数	782	757	738	723	717	713	713
適用法人数	47	41	79	52	57	57	57
税額控除	13	9	45	48	34	34	34
特別償却	23	27	57	53	46	46	46
減税見込額	36	36	102	101	80	80	80

注)適用実績及び適用見込みは、税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

対象者は、森林組合及び森林組合連合会の数である。(四捨五入により合計数値が一致しない場合がある。)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（森林組合等関係）	府省名	農林水産省
税目	法人住民税、法人事業税、地方法人特別税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。  
 ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「素材生産の労働生産性の向上」は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績（20年度12百万円、21年度28百万円、22年度29百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、設備投資額全体を本租税特別措置等の効果として算定し、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、設備投資額全体を本租税特別措置等の効果として算定し、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑨ 減収額の将来推計について、推計の過程において用いられているデータの時期が明らかでないため、減収額の見込みに疑問がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、素材生産の労働生産性は、25年度で主伐7.18㎡/人日、間伐5.03㎡/人日と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 本評価書は、税収減を是認するような効果の有無等について、「中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長」の対象である事業者のうち、森林組合等関係等を抜き出して評価しているものである。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

前回要望時の達成目標については、定性的に記述しており、貴省が求められているような「達成したかどうか」について、判断根拠が無く、今回はあえて明示することを見送ったものである。

なお、今回から評価するに当たり、達成目標の定量化が求められており、達成目標を「所期の目標」の趣旨を変更しないで定量化を行ったところ。（評価書に記入）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（森林組合等関係）（地方税17）（法人住民税・法人事業税・地方法人特別税：義）
2	要望の内容	本制度の適用期限の2年延長 〔現行制度〕 (1)対象者 森林組合等で青色申告書を提出するもの (2)対象設備 全ての機械・装置、特定の器具・備品及び一定のソフトウェア (3)特例措置 機械等の取得価格の30%の特別償却又は7%の特別税額控除の選択適用 (4)取得価格 機械・装置は1設備 160万円以上 器具・備品は1設備 120万円以上 ソフトウェアは1ソフトウェア 70万円以上
3	担当部局	林野庁林政部経営課
4	評価実施時期	平成23年4月～9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設：平成10年4月総合経済対策 延長：平成11年、12年、13年、14年、16年、18年、20年、22年 適用期限ごとに延長。
6	適用又は延長期間	平成24年4月～平成26年3月
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 林業生産活動の生産性向上に取り組む意欲のある森林組合等を支援することにより、林業・木材産業の活性化を図るとともに、森林所有者の経済的社会的地位の向上を促進し、山村地域の経済活性化と国土保全に資する。  《政策目的の根拠》 ○森林・林業基本法（昭和三十九年法律第六十一号） （林業の持続的かつ健全な発展） 第三条 林業については、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることにかんがみ、林業の担い手が確保されとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その持続的かつ健全な発展が図られなければならない。  ○森林・林業基本計画（平成23年7月26日閣議決定） 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策 (1)望ましい林業構造の確立  ○森林・林業再生プラン（平成21年12月農林水産省策定） Ⅲ. 検討事項 1. 林業経営・技術の高度化 ※森林・林業再生プランについては、平成22年6月に閣議決定された

			「新成長戦略」において、経済成長に特に貢献度が高い施策である「21 の国家戦略プロジェクト」の一つに位置付けられているところ。																						
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標]</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標]</p> <p>森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>[政策分野]</p> <p>林業の持続的かつ健全な発展</p>																						
	③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>意欲のある森林組合等に対して、高性能林業機械の導入等を促すことにより、効率的かつ低コストの素材生産の達成を目指す。</p> <p>具体的には、素材生産の労働生産性の向上を図る。</p> <p>[10年後(平成32年)の労働生産性]</p> <p>主伐 11～13m<sup>3</sup>/人日以上</p> <p>間伐 8～10m<sup>3</sup>/人日以上</p> <p>(総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>素材生産の労働生産性</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>意欲ある森林組合等が、施業集約化、路網整備、高性能林業機械の導入等により、効率的かつ低コストの素材生産することで、林業・木材産業の活性化を図るとともに、森林所有者の経済的社会的地位の向上を促進し、山村地域の経済活性化と国土保全に資する。</p>																						
8	有効性等	① 適用数等	<p>(件数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23 (推定)</th> <th>H24 (推定)</th> <th>H25 (推定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数</td> <td>47</td> <td>41</td> <td>79</td> <td>52</td> <td>57</td> <td>57</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table> <p>全国の森林組合等が対象であり偏りはない。適用対象者は年度単位で見ると約700森林組合のうち約1割の森林組合が本制度を活用していることとなる。高性能林業機械の導入は生産性の向上を図る際の有効な手段の一つであるが、林業機械等は高価であり、導入を進めるにあたり、生産性の向上の観点に加え、導入経費、ランニングコスト及び事業量に基づく機械稼働率等を参酌し総合的な判断を行ったうえで、各森林組合において計画性をもって導入する必要があるため、適用件数が約1割であっても僅少ではない。</p> <p>想定適用数 37件(前回要望時に想定した件数(3年平均))</p>							年度	H19	H20	H21	H22	H23 (推定)	H24 (推定)	H25 (推定)	適用法人数	47	41	79	52	57	57	57
年度	H19	H20	H21	H22	H23 (推定)	H24 (推定)	H25 (推定)																		
適用法人数	47	41	79	52	57	57	57																		

			※算定根拠は別添1参照。																														
	②	減収額	<p>(百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23 (推定)</th> <th>H24 (推定)</th> <th>H25 (推定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税見込額</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照。</p>							年度	H19	H20	H21	H22	H23 (推定)	H24 (推定)	H25 (推定)	減税見込額	11	12	28	29	25	25	25								
年度	H19	H20	H21	H22	H23 (推定)	H24 (推定)	H25 (推定)																										
減税見込額	11	12	28	29	25	25	25																										
	③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成25年度)</p> <p>林業生産活動の生産性向上に取り組む意欲のある森林組合等を支援することにより、林業・木材産業の活性化を図るとともに、森林所有者の経済的社会的地位の向上を促進し、山村地域の経済活性化と国土保全に資することとしている。</p> <p>現状の素材生産の労働生産性は、主伐で5m<sup>3</sup>/人日程度、間伐で3m<sup>3</sup>/人日程度であるが、当該租税特別措置等を活用して、林業機械等の導入を進めていくことで、最終目標に近付けていくことが可能である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成25年度)</p> <p>下表のとおり、これまで、当該租税特別措置等を活用し、着実に林業機械等の導入が図られ、毎年度、労働生産性の向上等に寄与していると考えられる。</p> <p>[素材生産の労働生産性]</p> <p>(単位:m<sup>3</sup>/人日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (見込)</th> <th>H23 (推定)</th> <th>H24 (推定)</th> <th>H25 (推定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主伐</td> <td>4.76</td> <td>4.76</td> <td>5.00</td> <td>5.55</td> <td>6.09</td> <td>6.64</td> <td>7.18</td> </tr> <tr> <td>間伐</td> <td>3.13</td> <td>3.23</td> <td>3.33</td> <td>3.75</td> <td>4.18</td> <td>4.60</td> <td>5.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成25年度)</p> <p>森林の適切な整備を進めていくため、新成長戦略に位置づけられている森林・林業再生プランにおいて、森林施業の担い手である森林組合等における間伐等施業の集約化を推進するとともに、高性能林業機械等の導入を通じた生産コスト縮減を図ることとしている。</p> <p>一方、当該租税特別措置が延長されなかった場合林業機械等の導入促進が進まず、生産性向上に取り組む森林組合等の育成に支障をきたす。</p>							年度	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (見込)	H23 (推定)	H24 (推定)	H25 (推定)	主伐	4.76	4.76	5.00	5.55	6.09	6.64	7.18	間伐	3.13	3.23	3.33	3.75	4.18	4.60	5.03
年度	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (見込)	H23 (推定)	H24 (推定)	H25 (推定)																										
主伐	4.76	4.76	5.00	5.55	6.09	6.64	7.18																										
間伐	3.13	3.23	3.33	3.75	4.18	4.60	5.03																										

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 19 年度～平成 25 年度)</p> <p>意欲のある森林組合等の経営基盤を強化するためには、素材生産量を増加させ、その生産額も増加することが必要であり、これらの森林組合等は、当該租税特別措置の活用により林業機械等の導入促進による労働生産性の向上等を図ることをめざすこととなる。</p> <p>このことから、当該租税特別措置の適用を受けた森林組合等が、この適用を受けたことによる効果については、これらの森林組合等の各年度の素材生産量及び生産額の増加分を算出することによって推定することとした。</p> <p>これによると、いずれの年度についても生産額の増加分が減収額を上回るため、当該租税特別措置を是認できるものと考えられる。</p> <p style="text-align: center;">(単位:組合、百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>47</td> <td>41</td> <td>79</td> <td>52</td> <td>57</td> <td>57</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>減税額</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>生産額 (増加分)</td> <td>1,864</td> <td>1,489</td> <td>2,465</td> <td>1,730</td> <td>1,897</td> <td>1,897</td> <td>1,897</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 各年度の生産額(増加分)については、目標とする素材生産の労働生産性を向上させたことにより増加する素材生産量に木材生産額を乗じて推定した。</p>	年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	適用数	47	41	79	52	57	57	57	減税額	11	12	28	29	25	25	25	生産額 (増加分)	1,864	1,489	2,465	1,730	1,897	1,897	1,897
年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25																												
適用数	47	41	79	52	57	57	57																												
減税額	11	12	28	29	25	25	25																												
生産額 (増加分)	1,864	1,489	2,465	1,730	1,897	1,897	1,897																												
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>高性能林業機械等の導入を行った際に、他の支援措置に比べ迅速に機能する本措置は、森林組合等における機械等への投資の促進に大きなインセンティブとなり、効率化が図られる。</p>																																
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>森林組合等への設備投資に係る支援措置として、森林・林業・木材産業づくり交付金、林業・木材産業改善資金等補助・融資があり、その対象となっている高性能林業機械は、次のとおり、非常に高価である。このため、これらの導入をより一層促進するためには、補助・融資を含めた一体的な措置を講じる必要がある。</p> <p>また、素材生産に必要なホイローダー等重機や、施業集約化に欠かせない器具、ソフトウェア等については、補助・融資の対象となっていないことから、他の支援措置等との役割分担ができていない。</p> <p>[参考:高性能林業機械の金額]</p> <p>フォワーダ(1,500万円前後)</p> <p>ハーベスタ(2,000～3,000万円)</p> <p>プロセッサ(1,500～2,500万円)</p> <p>スイングヤーダ(1,500万円前後)</p>																																
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>林業生産活動等に対する投資を促進することで、林業・木材産業の構造改革を図り、山村地域の経済活性化を促進する。</p>																																

10	有識者の見解	(農林水産省政策評価第三者委員会意見) 特別償却による減収は、経費の前倒しに過ぎないためは認める。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

## 減税見込額積算資料(地方税)

## 1. 減税見込額等の積算

## (1) 特別償却額

## ① 森林組合

3年平均(81百万円/79%+190百万円/77%+90百万円/78%)÷3=155百万円

## ② 森林組合連合会

3年平均(20百万円/100%+12百万円/100%+120百万円/96%)÷3=52百万円

## ③ 計(森林組合+森林組合連合会) 207百万円

注)〇〇%は全数における調査回答率である。

## (2) 税額控除額

## ① 森林組合

3年平均(8百万円+43百万円+46百万円)÷3=32百万円

## ② 森林組合連合会

3年平均(1百万円+2百万円+2百万円)÷3=2百万円

## ③ 計(森林組合+森林組合連合会) 34百万円…(ア)

## (3) 特別償却による減税額試算

## ① 特別償却額 207百万円

## ② 特別償却減税額 207百万円×22%(法人税率)=46百万円…(イ)

## ③ 減税見込額(ア)+(イ) 80百万円

## (4) 地方税減税見込額

## ① 法人住民税額

80百万円×17.3% = 14百万円

## ② 法人事業税

207百万円×2.7% = 6百万円

## ③ 地方法人特別税(21年度分)

250百万円×2.7%×81% = 6百万円

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調のデータを基に減税見込額を推計。

## 2. 適用実績及び適用見込み

(単位:百万円)

区 分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込み)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)
対象者数	782	757	738	723	717	713	713
適用法人数	47	41	79	52	57	57	57
税額控除	13	9	45	48	34	34	34
特別償却	23	27	57	53	46	46	46
減税見込額	36	36	102	101	80	80	80
減税見込額	法人住民税	6	6	17	17	14	14
	法人事業税	5	6	7	7	6	6
	地方法人特別税			3	5	6	6

注)適用実績及び適用見込みは、税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。  
対象者は、森林組合及び森林組合連合会の数である。(四捨五入により合計数値が一致しない場合がある。)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（漁業協同組合等関係）	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。  
 ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「水産業等の体質強化」は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績（19年度 251百万円、20年度 243百万円、21年度 280百万円、22年度 82百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等を受けて漁協等が行った設備投資額は、22年度で 3,014百万円と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込み（24年度 224百万円、25年度 184百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、25年度に目標を達成すると説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 本評価書は、税収減を是認するような効果の有無等について、「中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除」の対象である事業者のうち、漁業協同組合等関係等を抜き出して評価しているものである。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

前回要望時の達成目標について、定性的に記述しており、貴省が求められているような「達成したかどうか」について、判断根拠が無く、今回はあえて明示することを見送ったものである。

なお、今回から評価するに当たり、達成目標の定量化が求められており、達成目標を「所期の目標」の趣旨を変更しないで定量化を行ったところ。（評価書に記入）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（漁業協同組合等関係）（国税15）（所得税、法人税：義）
2	要望の内容	本制度の適用期限の2年延長 〔現行制度〕 （1）対象者：漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会 （2）対象設備：全ての機械・装置、特定の器具・備品及び一定のソフトウェア （3）特例措置：機械等の取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除の適用が選択可能 （4）取得価格：機械・装置は1設備160万円以上 器具・備品は1設備120万円以上 ソフトウェアは1ソフトウェア70万円以上
3	担当部局	水産庁水産経営課
4	評価実施時期	平成23年4月～9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設：平成10年4月総合経済対策 延長：平成11年、12年、13年、14年、16年、18年、20年、22年適用期限ごとに延長。
6	適用又は延長期間	平成24年4月～平成26年3月
7	必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 健全な地域社会を形成・維持していくためには、地域経済を担う水産業及び関連産業の活性化が必要である。このため、漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資の支援を通じ、水産業等の体質強化を図り、地域経済の活性化及び漁業経営の安定を実現する。 《政策目的の根拠》 V-16 漁業経営の安定 水産基本計画（平成19年3月閣議決定）の「第3の2 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立」において、地域の経済社会の維持・発展を図るため、継続的に漁業活動を担いうる漁業経営を育成する旨規定しており、本特例措置の目的（地域経済の活性化及び漁業経営の安定）と合致している。
	① 政策目的及びその根拠	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	〔大目標〕 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 〔中目標〕 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 〔政策分野〕 漁業経営の安定

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 水産業等の体質強化 他産業並みの所得を確保しうる効率的かつ安定的な農林漁業・関連産業の育成（政策目的と同趣旨） （H24年度及びH25年度の2年間に本特例措置の下で漁協等が取得する機械等の金額：8,866百万円） （総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。）</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 漁協等が取得した機械の金額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資の支援を通じて、水産業の体質強化、地域経済の活性化及び漁業経営の安定に寄与する。</p>																
8	有効性等	① 適用数等	<p>適用件数（単位：組合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>19年度 (実績)</th> <th>20年度 (実績)</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (見込)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>155</td> <td>117</td> <td>162</td> <td>68</td> <td>116</td> <td>115</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>本特例適用対象者は全ての漁協等が対象となっているため、偏りもなく、また適用件数についても、毎年100件程度であり、僅少でもない。 ※算定根拠は別添1参照 想定適用数117件（前回要望時に想定した件数（平成22年度））</p>	区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	適用件数	155	117	162	68	116	115	100
区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)												
適用件数	155	117	162	68	116	115	100												
		② 減収額	<p>減収額（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>19年度 (実績)</th> <th>20年度 (実績)</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (見込)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>251</td> <td>243</td> <td>280</td> <td>82</td> <td>187</td> <td>224</td> <td>184</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照</p>	区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	減収額	251	243	280	82	187	224	184
区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)												
減収額	251	243	280	82	187	224	184												
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間 H19～H25 年度） 本特例措置の下、漁協等により約30～60億円の投資がなされ、水産業等の体質強化に貢献している。 近年、燃油・資材価格の高騰等、生産コストの増加要因が生じており、目標達成のためには投資を通じた一層の体質強化が必要である。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：H19～H25年度）</p> <p>本特例措置の下、漁協等が行った投資額 （単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>19年度 (実績)</th> <th>20年度 (実績)</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (見込)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本特例措置を受けた投資額</td> <td>4,275</td> <td>5,399</td> <td>6,168</td> <td>3,014</td> <td>4,860</td> <td>4,681</td> <td>4,185</td> </tr> </tbody> </table> <p>※投資額の実績は、漁協等に対するアンケート調査の集計値（実数）。投資額の見込（平成23～25年）は直近3カ年の平均値。</p>	区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	本特例措置を受けた投資額	4,275	5,399	6,168	3,014	4,860	4,681	4,185
区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)												
本特例措置を受けた投資額	4,275	5,399	6,168	3,014	4,860	4,681	4,185												

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：H24～H25年度） 経済全体として設備投資の手控え傾向があり、また、漁協等の経営が厳しい中においては、本特例措置が廃止された場合、漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資が抑制され、設備の省人・省エネ化を図ることによる生産・流通コストの削減、市場設備の近代化による衛生・品質管理の徹底等の取組が遅れることが見込まれる。その結果、収益・生産性の向上等水産業等の体質強化が遅れ、地域経済の活性化及び漁業経営の安定化が停滞することが想定される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：H19～H25年度） 本特例措置の利用状況を調査（全体回答数5,500社）した結果、本特例措置を利用した企業の約5割の企業において、「本特例措置が設備投資の決定に影響した」（H21.6 中小企業庁アンケート調査）と回答しており、本特例措置には投資促進効果がある。 また、上記アンケート結果を用いて（具体的には利用者の半数が当該措置にインセンティブがあったとし、投資額の半額を用いて経済波及効果を算出。また、減収額は全額計上している）本特例措置の適用実績（減収額）に対する経済波及効果を試算すると以下の表のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。 上記の考え方を踏まえ、下表の経済波及効果については、以下のとおり算出している。 （例）H22年度の経済波及効果 3,014百万円が設備投資額であるが、経済波及効果を算出した際に使用した投資額は半額の1,507百万円、産業連関表を使用して経済波及効果を算出している。</p> <p>本特例措置の下、漁協等が行った投資に係る減収額及び経済波及効果（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度 (実績)</th> <th>20年度 (実績)</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (見込)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>366</td> <td>353</td> <td>419</td> <td>120</td> <td>279</td> <td>321</td> <td>263</td> </tr> <tr> <td>投資額 (半額)</td> <td>2,138</td> <td>2,700</td> <td>3,084</td> <td>1,507</td> <td>2,430</td> <td>2,341</td> <td>2,093</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>5,565</td> <td>7,025</td> <td>8,025</td> <td>3,923</td> <td>6,324</td> <td>6,092</td> <td>5,447</td> </tr> </tbody> </table> <p>※経済波及効果については、漁協等に対するアンケート調査から得られた投資額（実数）及び取得機械等の情報を用い、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表（101部門）」を使用して算出。なお、経済波及効果の見込（平成23～25年）は、投資額（直近3カ年の平均値）及び取得機械等の分類の割合（直近3カ年の平均値）により算出。 ※消費転換係数は0.73で算出 ※経済波及効果は2次波及効果まで算定 ※経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照 ※投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。</p>		19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	減収額	366	353	419	120	279	321	263	投資額 (半額)	2,138	2,700	3,084	1,507	2,430	2,341	2,093	経済波及効果	5,565	7,025	8,025	3,923	6,324	6,092	5,447
	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)																												
減収額	366	353	419	120	279	321	263																												
投資額 (半額)	2,138	2,700	3,084	1,507	2,430	2,341	2,093																												
経済波及効果	5,565	7,025	8,025	3,923	6,324	6,092	5,447																												
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>投資を通じた地域経済の活性化及び漁業経営の安定を図るためには、対象者を特定せず、かつ広範に投資促進効果のある本特例措置による支援が妥当である。</p>																																
		② 他の支援	<p>本特例措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等予算上の措置等</p>																																

		措置や義務付け等との役割分担	はない。
	③	地方公共団体が協力する相当性	水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第127条において、都道府県の地区を超えない漁協等への指導・監督は都道府県の自治事務(信用事業実施組合については法定受託事務)とされている。 また、漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資を促進することは、地域経済・漁業等の振興及び地域の活性化に貢献する。
10	有識者の見解		(農林水産省政策評価第三者委員意見) 特別償却による減収は、経費の前倒しに過ぎないため是認できる。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

### 別添1:減税見込額積算資料(国税)

[中小企業投資促進:所得税・法人税:特別償却・税額控除]

中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除 (漁業協同組合等関係)	平成24年度減税見込額 224百万円
---	-----------------------

(根拠条項:措法10の3、42の6、68の11)

#### 1. 減税見込額等の積算

[平成19年度(実績)]

①特別償却 1,090百万円×22%=240百万円 ②税額控除 10百万円 ③リース 1百万円

①+②+③=251百万円

[平成20年度(実績)]

①特別償却 1,031百万円×22%=227百万円 ②税額控除 14百万円 ③リース 2百万円

①+②+③= 243百万円

[平成21年度(実績)] ※法人税率18%にて算出

①特別償却 1,393百万円×18%=251百万円 ②税額控除 29百万円

①+②= 280百万円

[平成22年度(実績)] ※法人税率18%で算出。

①特別償却 356百万円×18%=64百万円 ②税額控除 18百万円

①+②= 82百万円

[平成23年度(見込)] ※直近3カ年の平均額、ただし法人税率18%で算出。

((平成20年度:243×18/22)+(平成21年度:280)+(平成22年度見込:82)) / 3  
=187百万円

[平成24年度(見込)] ※直近3カ年の平均額、ただし法人税率22%で算出。

((平成21年度:280×22/18)+(平成22年度見込:82×22/18)+(平成23年度見込:187×22/18)) / 3=224百万円

[平成25年度(見込)] ※直近3カ年の平均額、ただし法人税率22%で算出。

((平成22年度見込:82×22/18)+(平成23年度見込:187×22/18)+(平成24年度見込:224)) / 3=184百万円

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

漁業協同組合(以下「漁協」)、水産加工業協同組合(以下「加工協」)及び漁業協同組合連合会(以下「漁連」)に対するアンケート調査の集計値(実数)から減税見込額を算出。

## 2. 適用実績及び適用見込み

区 分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込み)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)
対象者数※1 (組合)	2,434	2,353	2,270	2,224	2,139	2,054	1,969
適用件数※2 (組合)	155	117	162	68	116	115	100
減税見込額 (百万円)	251	243	280	82	187	224	184

注) 適用実績は、漁協・漁連・加工協に対するアンケート調査の集計値(実数)。

※1 対象者数の実績は前年度末の漁協・漁連・加工協の組合数(実数)、見込み(平成23～25年度)は平成18年～平成22年の対象者数の平均減少数(年間85組合)をもとに算出。

※2 適用件数の実績は本制度を利用した組合数(実数)、見込み(平成23～25年度)は直近3カ年の平均値。

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度	食品機械 (1,041)	その他の機械 (1,097)	
20年度	食品機械 (1,744)	その他の機械 (956)	
21年度	食品機械 (1,930)	その他の機械 (1,154)	
22年度	食品機械 (717)	その他の機械 (790)	
23年度	食品機械 (1,415)	その他の機械 (1,015)	
24年度	食品機械 (1,314)	その他の機械 (1,027)	
25年度	食品機械 (1,130)	その他の機械 (963)	
26年度			
27年度			
28年度			

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（漁業協同組合等関係）	府省名	農林水産省
税目	法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり	<input type="checkbox"/> 把握なし		○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。  
 ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「水産業等の体質強化」は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績（19年度115百万円、20年度110百万円、21年度139百万円、22年度38百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等を受けて漁協等が行った設備投資額は、22年度で3,014百万円と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込み（24年度97百万円、25年度79百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、25年度に目標を達成すると説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 本評価書は、税収減を是認するような効果の有無等について、「中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長」の対象である事業者のうち、漁業協同組合等関係等を抜き出して評価しているものである。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
- 前回要望時の達成目標について、定性的に記述しており、貴省が求められているような「達成したかどうか」について、判断根拠が無く、今回はあえて明示することを見送ったものである。
- なお、今回から評価するに当たり、達成目標の定量化が求められており、達成目標を「所期の目標」の趣旨を変更しないで定量化を行ったところ。（評価書に記入）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称		中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（漁業協同組合等関係）（地方税18）（法人住民税、法人事業税：義）
2	要望の内容		本制度の適用期限の2年延長 〔現行制度〕 （1）対象者：漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会 （2）対象設備：全ての機械・装置、特定の器具・備品及び一定のソフトウェア （3）特例措置：機械等の取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除の適用が選択可能 （4）取得価格：機械・装置は1設備160万円以上 器具・備品は1設備120万円以上 ソフトウェアは1ソフトウェア70万円以上
3	担当部局		水産庁水産経営課
4	評価実施時期		平成23年4月～9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯		創設：平成10年4月総合経済対策 延長：平成11年、12年、13年、14年、16年、18年、20年、22年 適用期限ごとに延長。
6	適用又は延長期間		平成24年4月～平成26年3月
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》  健全な地域社会を形成・維持していくためには、地域経済を担う水産業及び関連産業の活性化が必要である。このため、漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資の支援を通じ、水産業等の体質強化を図り、地域経済の活性化及び漁業経営の安定を実現する。  《政策目的の根拠》 V-16 漁業経営の安定 水産基本計画（平成19年3月閣議決定）の「第3の2 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立」において、地域の経済社会の維持・発展を図るため、継続的に漁業活動を担う漁業経営を育成する旨規定しており、本特例措置の目的（地域経済の活性化及び漁業経営の安定）と合致している。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	〔大目標〕 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 〔中目標〕 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 〔政策分野〕 漁業経営の安定

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 水産業等の体質強化 他産業並みの所得を確保しうる効率的かつ安定的な農林漁業・関連産業の育成（政策目的と同趣旨） （H24年度及びH25年度の2年間に本特例措置の下で漁協等が取得する機械等の金額：8,866百万円） （総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。）</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 漁協等が取得した機械の金額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資の支援を通じて、水産業の体質強化、地域経済の活性化及び漁業経営の安定に寄与する。</p>																
8	有効性等	① 適用数等	<p>適用件数（単位：組合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>19年度 (実績)</th> <th>20年度 (実績)</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (見込)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>155</td> <td>117</td> <td>162</td> <td>68</td> <td>116</td> <td>115</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>本特例適用対象者は全ての漁協等が対象となっているため、偏りもなく、また適用件数についても、毎年100件程度であり、僅少でもない。 ※算定根拠は別添1参照 想定適用数117件（前回要望時に想定した件数（平成22年度））</p>	区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	適用件数	155	117	162	68	116	115	100
区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)												
適用件数	155	117	162	68	116	115	100												
		② 減収額	<p>減収額（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>19年度 (実績)</th> <th>20年度 (実績)</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (見込)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>115</td> <td>110</td> <td>139</td> <td>38</td> <td>92</td> <td>97</td> <td>79</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照</p>	区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	減収額	115	110	139	38	92	97	79
区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)												
減収額	115	110	139	38	92	97	79												
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間 H19～H25 年度） 本特例措置の下、漁協等により約30～60億円の投資がなされ、水産業等の体質強化に貢献している。 近年、燃油・資材価格の高騰等、生産コストの増加要因が生じており、目標達成のためには投資を通じた一層の体質強化が必要である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：H19～H25年度）</p> <p>本特例措置の下、漁協等が行った投資額 （単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>19年度 (実績)</th> <th>20年度 (実績)</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (見込)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本特例措置を受けた投資額</td> <td>4,275</td> <td>5,399</td> <td>6,168</td> <td>3,014</td> <td>4,860</td> <td>4,681</td> <td>4,185</td> </tr> </tbody> </table> <p>※投資額の実績は、漁協等に対するアンケート調査の集計値（実数）。 投資額の見込（平成23～25年）は直近3カ年の平均値。</p>	区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	本特例措置を受けた投資額	4,275	5,399	6,168	3,014	4,860	4,681	4,185
区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)												
本特例措置を受けた投資額	4,275	5,399	6,168	3,014	4,860	4,681	4,185												

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：H24～H25年度） 経済全体として設備投資の手控え傾向があり、また、漁協等の経営が厳しい中においては、本特例措置が廃止された場合、漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資が抑制され、設備の省人・省エネ化を図ることによる生産・流通コストの削減、市場設備の近代化による衛生・品質管理の徹底等の取組が遅れることが見込まれる。その結果、収益・生産性の向上等水産業等の体質強化が遅れ、地域経済の活性化及び漁業経営の安定化が停滞することが想定される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：H19～H25年度） 本特例措置の利用状況を調査（全体回答数5,500社）した結果、本特例措置を利用した企業の約5割の企業において、「本特例措置が設備投資の決定に影響した」（H21.6 中小企業庁アンケート調査）と回答しており、本特例措置には投資促進効果がある。 また、上記アンケート結果を用いて（具体的には利用者の半数が当該措置にインセンティブがあったとし、投資額の半額を用いて経済波及効果を算出。また、減収額は全額計上している）本特例措置の適用実績（減収額）に対する経済波及効果を試算すると以下の表のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。 上記の考え方を踏まえ、下表の経済波及効果については、以下のとおり算出している。 （例）H22年度の経済波及効果 3,014百万円が設備投資額であるが、経済波及効果を算出した際に使用した投資額は半額の1,507百万円、産業連関表を使用して経済波及効果を算出している。</p> <p>本特例措置の下、漁協等が行った投資に係る減収額及び経済波及効果（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度 (実績)</th> <th>20年度 (実績)</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (見込)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>366</td> <td>353</td> <td>419</td> <td>120</td> <td>279</td> <td>321</td> <td>263</td> </tr> <tr> <td>投資額 (半額)</td> <td>2,138</td> <td>2,700</td> <td>3,084</td> <td>1,507</td> <td>2,430</td> <td>2,341</td> <td>2,093</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>5,565</td> <td>7,025</td> <td>8,025</td> <td>3,923</td> <td>6,324</td> <td>6,092</td> <td>5,447</td> </tr> </tbody> </table> <p>※経済波及効果については、漁協等に対するアンケート調査から得られた投資額（実数）及び取得機械等の情報を用い、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表（101部門）」を使用して算出。なお、経済波及効果の見込（平成23～25年）は、投資額（直近3カ年の平均値）及び取得機械等の分類の割合（直近3カ年の平均値）により算出。 ※消費転換係数は0.73で算出 ※経済波及効果は2次波及効果まで算定 ※経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照 ※投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。</p>		19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	減収額	366	353	419	120	279	321	263	投資額 (半額)	2,138	2,700	3,084	1,507	2,430	2,341	2,093	経済波及効果	5,565	7,025	8,025	3,923	6,324	6,092	5,447
	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)																												
減収額	366	353	419	120	279	321	263																												
投資額 (半額)	2,138	2,700	3,084	1,507	2,430	2,341	2,093																												
経済波及効果	5,565	7,025	8,025	3,923	6,324	6,092	5,447																												
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>投資を通じた地域経済の活性化及び漁業経営の安定を図るためには、対象者を特定せず、かつ広範に投資促進効果のある本特例措置による支援が妥当である。</p>																																

	②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等予算上の措置等はない。
	③	地方公共団体が協力する相当性	水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第127条において、都道府県の地区を超えない漁協等への指導・監督は都道府県の自治事務(信用事業実施組合については法定受託事務)とされている。 また、漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資を促進することは、地域経済・漁業等の振興及び地域の活性化に貢献する。
10	有識者の見解		(農林水産省政策評価第三者委員意見) 特別償却による減収は、経費の前倒しに過ぎないため是認できる。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

## 別添1:減税見込額積算資料(地方税)

[中小企業投資促進:法人住民税・法人事業税:特別償却・税額控除]

中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長(漁業協同組合等関係)	平成24年度減税見込額 97百万円
--	----------------------

(根拠条項:地法51、314の4、72の24の7等)

### 1. 減税見込額等の積算

[平成19年度(実績)]

法人住民税	251百万円(国税の減税額)	×	17.3%	=	43百万円	
法人事業税	1,090百万円(特別償却特例による所得額の減額)	×	6.6%	=	72百万円	
					合計	115百万円

[平成20年度(実績)]

法人住民税	243百万円(国税の減税額)	×	17.3%	=	42百万円	
法人事業税	1,031百万円(特別償却特例による所得額の減額)	×	6.6%	=	68百万円	
					合計	110百万円

[平成21年度(実績)]

法人住民税	280百万円(国税の減税額)	×	17.3%	=	48百万円	
法人事業税	1,393百万円(特別償却特例による所得額の減額)	×	3.6%	=	50百万円	
法人特別税	50百万円(法人事業税の減税額)	×	81.0%	=	41百万円	
					合計	139百万円

[平成22年度(実績)]

法人住民税	82百万円(国税の減税見込額)	×	17.3%	=	14百万円	
法人事業税	356百万円(特別償却特例による所得額の減税見込)	×	3.6%	=	13百万円	
法人特別税	13百万円(法人事業税の減税見込額)	×	81.0%	=	11百万円	
					合計	38百万円

[平成23年度(見込)]

法人住民税	187百万円(国税の減税見込額)	×	17.3%	=	32百万円	
法人事業税	927百万円(特別償却特例による所得額の減税見込)	×	3.6%	=	33百万円	
法人特別税	33百万円(法人事業税の減税見込額)	×	81.0%	=	27百万円	
					合計	92百万円

[平成 24 年度 (見込) ]

法人住民税	224 百万円 (国税の減税見込額)	×	17.3%	=	39 百万円
法人事業税	892 百万円 (特別償却特例による所得額の減額見込)	×	3.6%	=	32 百万円
法人特別税	32 百万円 (法人事業税の減税見込額)	×	81.0%	=	26 百万円
	合計				97 百万円

[平成 25 年度 (見込) ]

法人住民税	184 百万円 (国税の減税見込額)	×	17.3%	=	32 百万円
法人事業税	725 百万円 (特別償却特例による所得額の減額見込)	×	3.6%	=	26 百万円
法人特別税	26 百万円 (法人事業税の減税見込額)	×	81.0%	=	21 百万円
	合計				79 百万円

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

漁業協同組合 (以下「漁協」)、水産加工業協同組合 (以下「加工協」) 及び漁業協同組合連合会 (以下「漁連」) に対するアンケート調査の集計値 (実数) から減税見込額を算出。

## 2. 適用実績及び適用見込み

区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込み)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)
対象者数※1 (組合)	2,434	2,353	2,270	2,224	2,139	2,054	1,969
適用件数※2 (組合)	155	117	162	68	116	115	100
減税見込額 (百万円)	115	110	139	38	92	97	79

注) 適用実績は、漁協・漁連・加工協に対するアンケート調査の集計値 (実数)。

※1 対象者数の実績は前年度末の漁協・漁連・加工協の組合数 (実数)、見込み (平成 23～25 年度) は平成 18 年～平成 22 年の対象者数の平均減少数 (年間 85 組合) をもとに算出。

※2 適用件数の実績は本制度を利用した組合数 (実数)、見込み (平成 23～25 年度) は直近 3 カ年の平均値。

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度	食品機械 (1,041)	その他の機械 (1,097)	
20年度	食品機械 (1,744)	その他の機械 (956)	
21年度	食品機械 (1,930)	その他の機械 (1,154)	
22年度	食品機械 (717)	その他の機械 (790)	
23年度	食品機械 (1,415)	その他の機械 (1,015)	
24年度	食品機械 (1,314)	その他の機械 (1,027)	
25年度	食品機械 (1,130)	その他の機械 (963)	
26年度			
27年度			
28年度			

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特 例措置	府省名	農林水産省
税 目	所得税、法人税		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

【○】：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 【※】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 【◎】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「沖縄県の特中小企業者による設備投資額として118百万円」は、経済情勢等の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 減収額の実績（平成20年度0百万円、21年度5百万円、22年度98百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、設備投資額（沖縄の特中小企業者）全体を本租税特別措置等の効果として算定し、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せず効果があると説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、21年度で59百万円と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込み（24年度以降、毎年度16百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、設備投資額（沖縄の特中小企業者）全体を本租税特別措置等の効果として算定し、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せず効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、24年度以降は毎年度目標を達成すると説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
- 前回要望時の達成目標について、定性的に記述しており、所期の目標が「達成したかどうか」について、判断根拠が無く、今回はあえて明示することを見送ったものである。
- なお、今回から評価するに当たり、達成目標の定量化が求められており、達成目標を「所期の目標」の趣旨を変更しないで定量化を行ったところ。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置 (国税17)(所得税、法人税：義)
2	要望の内容	沖縄振興特別措置法により読み替えて適用される中小企業新事業活動促進法に規定する経営革新計画の承認を受けた特定中小企業者等（食料品製造業、清涼飲料製造業等の特定業種）が取得した機械装置等について、以下の通り投資税額控除又は特別償却の特例を認める措置を5年延長するものである。 【投資税額控除】 ○機械・装置、器具・備品：取得価額の15% ○建物・付属設備：取得価額の8% 【特別償却】 ○機械・装置、器具・備品：34% ○建物・付属設備：20%
3	担当部局	食料産業局新事業創出課
4	評価実施時期	平成23年4月～9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成14年度創設 平成19年度適用期限を5年間延長
6	適用又は延長期間	平成24年4月～平成29年3月（5年間）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄振興特別措置法に基づき、中小企業新事業活動促進法の特例措置を講じ、やる気と能力のある中小企業の経営革新を支援し、沖縄の経済発展に資することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>1 沖縄振興特別措置法第66条（平成14年3月31日法律第14号） 特定中小企業者とは、沖縄においてその業種における経営革新による経営の向上の促進が沖縄の経済の振興に資すると認められる業種であって政令で定める沖縄の中小企業者をいう。</p> <p>2 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年3月31日法律第18号） 中小企業の創意ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援並びに中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業の新たな事業活動の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 食料の安定供給の確保 [政策分野]</p>

		食品産業の持続的な発展																																																																																																							
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>沖縄の経済の振興に資すると認められる特定中小企業者の経営革新による経営の向上の促進を図るため、沖縄の特定中小企業者による設備投資額として年間118百万円とする。(各年度)</p> <p>(総務省のガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>沖縄県の特定中小企業者による設備投資額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>沖縄の特定中小企業者による経営革新計画の策定による経営革新設備の導入により、経営の向上が図られ、沖縄県の自立型経済の発展、雇用拡大に貢献している。</p>																																																																																																							
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>【沖縄県の特定中小企業者による経営革新計画承認件数】 (H23～28年度は平均見込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>【上記の計画件数のうち租税特別措置適用件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>租税特別措置の対象となるのは、沖縄の経済の振興に資すると認められる55の業種であり、適用は特定の者に偏ってはいない。しかし、経営改善計画の承認件数も伸び悩んでおり、経営革新計画の承認を要件とする本措置の適用件数は僅少となっている。</p> <p>※算定根拠は別添1参照</p> <p>② 減収額</p> <p>実績 (H23～28年度は見込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">特別償却 (百万円)</th> <th colspan="2">税額控除 (百万円)</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>減収額</th> <th>件数</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19年度 (実績)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>H20年度 (実績)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H21年度 (実績)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H22年度 (実績)</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>H23年度 (見込)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>H24年度 (見込)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>H25年度 (見込)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>H26年度 (見込)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>H27年度 (見込)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>H28年度 (見込)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成19～28年度)</p> <p>沖縄県知事により承認された経営革新計画のうち、税制の特例措置対象となる沖縄特例業種の中小企業者による計画が約半数となっている。このため、中小企業者の経営革新を税制面で支援することにより経営の向上が図られ、沖縄県の自立型経済の発展・雇用拡大に貢献していると考えられる。</p>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	件数	10	6	5	13	7	7	7	7	7	7	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	件数	1	0	1	6	1	1	1	1	1	1		特別償却 (百万円)		税額控除 (百万円)		件数	減収額	件数	減収額	H19年度 (実績)	0	0	1	44	H20年度 (実績)	0	0	0	0	H21年度 (実績)	0	0	1	5	H22年度 (実績)	1	5	5	98	H23年度 (見込)	0	0	1	16	H24年度 (見込)	0	0	1	16	H25年度 (見込)	0	0	1	16	H26年度 (見込)	0	0	1	16	H27年度 (見込)	0	0	1	16	H28年度 (見込)	0	0	1	16
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																																																																																															
件数	10	6	5	13	7	7	7	7	7	7																																																																																															
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																																																																																															
件数	1	0	1	6	1	1	1	1	1	1																																																																																															
	特別償却 (百万円)		税額控除 (百万円)																																																																																																						
	件数	減収額	件数	減収額																																																																																																					
H19年度 (実績)	0	0	1	44																																																																																																					
H20年度 (実績)	0	0	0	0																																																																																																					
H21年度 (実績)	0	0	1	5																																																																																																					
H22年度 (実績)	1	5	5	98																																																																																																					
H23年度 (見込)	0	0	1	16																																																																																																					
H24年度 (見込)	0	0	1	16																																																																																																					
H25年度 (見込)	0	0	1	16																																																																																																					
H26年度 (見込)	0	0	1	16																																																																																																					
H27年度 (見込)	0	0	1	16																																																																																																					
H28年度 (見込)	0	0	1	16																																																																																																					

		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成19～28年度)			
		年度	設備投資額 (百万円)		
		H19(実績)	295		
		H20(実績)	0		
		H21(実績)	59		
		H22(実績)	1,167		
		H23(見込)	118		
		H24(見込)	118		
		H25(見込)	118		
		H26(見込)	118		
		H27(見込)	118		
		H28(見込)	118		
		※算定根拠は別添1参照			
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成24～28年度)			
		本特例措置が廃止された場合、中小企業による設備投資等が進まず、金融不況から回復の兆しを見せている沖縄県経済へ与える影響も大きい。			
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成19～28年度)			
		設備投資によりもたらされる経済波及効果と減収額の関係は以下のとおり。いずれの年度も経済波及効果が減収額を上回るため、是認できる。			
		沖縄の特定中小企業者が行った投資に係る減収額及び経済波及効果 (単位：百万円)			
		年度	設備投資額	減収額	経済波及効果
		H19(実績)	295	52.0	767
		H20(実績)	0	0	0
		H21(実績)	59	5.5	153
		H22(実績)	1,167	121.3	3,034
		H23(見込)	118	19.1	307
		H24(見込)	118	19.1	307
		H25(見込)	118	19.1	307
		H26(見込)	118	19.1	307
		H27(見込)	118	19.1	307
		H28(見込)	118	19.1	307
		※ 租税特別措置を受けなくて投資することも可能な中、租税特別措置が適用されることを勘案すれば、設備投資の理由の一つに、この租税特別措置があると考えることが妥当。したがって当該租税特別措置を適用して設備投資を行っているものについては、当該租税特別措置がインセンティブになっているとして計算。			
		※ 経済波及効果については、税制活用実績から投資額を算出し「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用して算出。			
		※ 消費転換係数は0.73で算出			

			※ 経済波及効果は2次効果まで算定 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照 ※ 投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	他の支援措置に比べ、迅速に機能する本措置は、特定中小企業者による設備投資促進に大きなインセンティブとなり、効率化が図られる。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	設備等の政策金融による支援措置は、自己資金だけでは設備投資資金や運転資金の確保が難しい事業者に対して低利融資による設備導入や事業化の円滑な実施といった事業活動そのものを支援しているのに対し、設備投資の初期費用の負担軽減によるキャッシュフローの改善を目的とする税制措置による支援とは目的・対象が異なる。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	設備投資を計画的に促進させることは沖縄県の自立型経済の発展・雇用拡大に寄与するため。
10	有識者の見解		(農林水産省政策評価第三者委員会意見) 特別償却による減収は、経費の前倒しに過ぎないためは認できる。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

沖縄県の特定中小企業者による経営革新計画承認件数算定資料

	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)
承認件数	10	6	5	13	7	7	7	7	7	7

※沖縄県による企業からの聞き取り調査

H23～H28(見込)計算

(H19～H21の平均)

承認件数=(10+6+5)÷3=7

減収見込額算定資料

○税制活用実績(H19～H28)

(単位:件、百万円)

		H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)
特別償却	件数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	額	0	0	0	4.9	0	0	0	0	0	0
税額控除	件数	1	0	1	5	1	1	1	1	1	1
	額	44.3	0	4.7	98.1	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3
合計	件数	1	0	1	6	1	1	1	1	1	1
	額	44.3	0	4.7	103.0	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3

※沖縄県による企業からの聞き取り調査

H23～H28(見込)計算

(H19～H21の平均)

特別償却: 件数=0 平均減収額=0

税額控除: 件数=2÷3≒1 平均減収額=44.3+4.7)÷3=16.3≒16(百万円)

設備投資額算定資料

	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)
設備投資額	295	0	59	1,167	118	118	118	118	118	118

※沖縄県による企業からの聞き取り調査

H23～H28(見込)計算

(H19～H21の平均)

設備投資額=(295+0+59)÷3=118

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度	食品機械・同装置 (295)		
20年度	食品機械・同装置 (0)		
21年度	食品機械・同装置 (59)		
22年度	食品機械・同装置 (1,167)		
23年度	食品機械・同装置 (118)		
24年度	食品機械・同装置 (118)		
25年度	食品機械・同装置 (118)		
26年度	食品機械・同装置 (118)		
27年度	食品機械・同装置 (118)		
28年度	食品機械・同装置 (118)		

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特別措置の拡充及び延長	府省名	農林水産省
税目	個人住民税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「沖縄県の特中小企業者による設備投資額として118百万円」は、経済情勢等の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績（平成19年度7.7百万円、21年度0.8百万円、22年度18.3百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、設備投資額（沖縄の特中小企業者）全体を本租税特別措置等の効果として算定し、本租税特別措置等の効果の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、21年度で59百万円と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込み（24年度以降、毎年度2.8百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、設備投資額（沖縄の特中小企業者）全体を本租税特別措置等の効果として算定し、本租税特別措置等の効果の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、24年度以降は毎年度目標を達成すると説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
- 前回要望時の達成目標について、定性的に記述しており、所期の目標が「達成したかどうか」について、判断根拠が無く、今回はあえて明示することを見送ったものである。
- なお、今回から評価するに当たり、達成目標の定量化が求められており、達成目標を「所期の目標」の趣旨を変更しないで定量化を行ったところ。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置の拡充及び延長（地方税15）（個人住民税、法人住民税、事業税：義）
2	要望の内容	<p>沖縄振興特別措置法により読み替えて適用される中小企業新事業活動促進法に規定する経営革新計画の承認を受けた特定中小企業者等（食料品製造業、清涼飲料製造業等の特定業種）が取得した機械装置等について、以下の通り投資税額控除又は特別償却の特例を認める措置を5年延長するものである。</p> <p>【投資税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○機械・装置、器具・備品：取得価額の15%</li> <li>○建物・付属設備：取得価額の8%</li> </ul> <p>【特別償却】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○機械・装置、器具・備品：34%</li> <li>○建物・付属設備：20%</li> </ul>
3	担当部局	食料産業局新事業創出課
4	評価実施時期	平成23年4月～9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成14年度創設 平成19年度適用期限を5年間延長
6	適用又は延長期間	平成24年4月～平成29年3月（5年間）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>沖縄振興特別措置法に基づき、中小企業新事業活動促進法の特例措置を講じ、やる気と能力のある中小企業の経営革新を支援し、沖縄の経済発展に資することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 沖縄振興特別措置法第66条（平成14年3月31日法律第14号） 特定中小企業者とは、沖縄においてその業種における経営革新による経営の向上の促進が沖縄の経済の振興に資すると認められる業種であって政令で定める沖縄の中小企業者をいう。</li> <li>2 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年3月31日法律第18号） 中小企業の創意ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援並びに中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業の新たな事業活動の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</li> </ol>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] 食料の安定供給の確保</p> <p>[政策分野]</p>

		食品産業の持続的な発展																																																																													
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》          沖縄の経済の振興に資すると認められる特定中小企業者の経営革新による経営の向上の促進を図るため、沖縄の特定中小企業者による設備投資額として年間118百万円とする。(各年度)          (総務省のガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》          沖縄県の特小企業者による設備投資額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          沖縄の特定中小企業者による経営革新計画の策定による経営革新設備の導入により、経営の向上が図られ、沖縄県の自立型経済の発展、雇用拡大に貢献している。</p>																																																																													
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>【沖縄の特定中小企業者による経営革新計画承認件数】          (H23～28年度は平均見込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>【上記の計画件数のうち租税特別措置適用件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>租税特別措置の対象となるのは、沖縄の経済の振興に資すると認められ55の業種であり、適用は特定の者に偏ってはいない。しかし、経営改善計画の承認件数も伸び悩んでおり、経営革新計画の承認を要件とする本措置の適用件数は僅少となっている。          ※算定根拠は別添1参照</p> <p>② 減収額</p> <p>減収額実績 (H23～28年度は見込)          (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19(実績)</td> <td>1</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>H20(実績)</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H21(実績)</td> <td>1</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>H22(実績)</td> <td>6</td> <td>18.3</td> </tr> <tr> <td>H23(見込)</td> <td>1</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>H24(見込)</td> <td>1</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>H25(見込)</td> <td>1</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>H26(見込)</td> <td>1</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>H27(見込)</td> <td>1</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>H28(見込)</td> <td>1</td> <td>2.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成19～28年度)          沖縄県知事により承認された経営革新計画のうち、税制の特例措置対象となる沖縄特例業種の中小企業者による計画が約半数となっている。このため、中小企業者の経営革新を税制面で支援することにより経営の向上が図られ、沖縄県の自立型経済の発展・雇用拡大に貢献していると考えられる。</p>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	件数	10	6	5	13	7	7	7	7	7	7	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	件数	1	0	1	6	1	1	1	1	1	1	年度	件数	減収額	H19(実績)	1	7.7	H20(実績)	0	0	H21(実績)	1	0.8	H22(実績)	6	18.3	H23(見込)	1	2.8	H24(見込)	1	2.8	H25(見込)	1	2.8	H26(見込)	1	2.8	H27(見込)	1	2.8	H28(見込)	1	2.8
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																																																																					
件数	10	6	5	13	7	7	7	7	7	7																																																																					
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																																																																					
件数	1	0	1	6	1	1	1	1	1	1																																																																					
年度	件数	減収額																																																																													
H19(実績)	1	7.7																																																																													
H20(実績)	0	0																																																																													
H21(実績)	1	0.8																																																																													
H22(実績)	6	18.3																																																																													
H23(見込)	1	2.8																																																																													
H24(見込)	1	2.8																																																																													
H25(見込)	1	2.8																																																																													
H26(見込)	1	2.8																																																																													
H27(見込)	1	2.8																																																																													
H28(見込)	1	2.8																																																																													

		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成19～28年度)			
		年度	設備投資額 (百万円)		
		H19(実績)	295		
		H20(実績)	0		
		H21(実績)	59		
		H22(実績)	1,167		
		H23(見込)	118		
		H24(見込)	118		
		H25(見込)	118		
		H26(見込)	118		
		H27(見込)	118		
		H28(見込)	118		
		※算定根拠は別添1参照			
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成24～28年度) 本特例措置が廃止された場合、中小企業による設備投資等が進まず、金融不況から回復の兆しを見せている沖縄県経済へ与える影響も大きい。			
		《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成19～28年度) 設備投資によりもたらされる経済波及効果と減収額の関係は以下のとおり。いずれの年度も経済波及効果が減収額を上回るため、是認できる。			
		沖縄の特定中小企業者が行った投資に係る減収額及び経済波及効果 (単位：百万円)			
		年度	設備投資額	減収額	経済波及効果
		H19(実績)	295	52.0	767
		H20(実績)	0	0	0
		H21(実績)	59	5.5	153
		H22(実績)	1,167	121.3	3,034
		H23(見込)	118	19.1	307
		H24(見込)	118	19.1	307
		H25(見込)	118	19.1	307
		H26(見込)	118	19.1	307
		H27(見込)	118	19.1	307
		H28(見込)	118	19.1	307
		※ 租税特別措置を受けないで投資することも可能な中、租税特別措置が適用されることを勘案すれば、設備投資の理由の一つに、この租税特別措置があると考えることが妥当。したがって当該租税特別措置を適用して設備投資を行っているものについては、当該租税特別措置がインセンティブになっているとして計算。 ※ 経済波及効果については、税制活用実績から投資額を算出し「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用して算出。 ※ 消費転換係数は0.73で算出			

			※ 経済波及効果は2次効果まで算定 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照 ※ 投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	他の支援措置に比べ、迅速に機能する本措置は、特定中小企業者による設備投資促進に大きなインセンティブとなり、効率化が図られる。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	設備等の政策金融による支援措置は、自己資金だけでは設備投資資金や運転資金の確保が難しい事業者に対して低利融資による設備導入や事業化の円滑な実施といった事業活動そのものを支援しているのに対し、設備投資の初期費用の負担軽減によるキャッシュフローの改善を目的とする税制措置による支援とは目的・対象が異なる。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	設備投資を計画的に促進させることは沖縄県の自立型経済の発展・雇用拡大に寄与するため。
10	有識者の見解		(農林水産省政策評価第三者委員会意見) 特別償却による減収は、経費の前倒しに過ぎないためは認める。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

沖縄県の特定中小企業者による経営革新計画承認件数算定資料

	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)
承認件数	10	6	5	13	7	7	7	7	7	7

※沖縄県による企業からの聞き取り調査

H23～H28(見込)計算

(H19～H21の平均)

承認件数=(10+6+5)÷3=7

減収見込額算定資料

○税制活用実績(H19～H28)

(単位:件、百万円)

		H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)
国税 (特別償却)	件数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	額	0	0	0	4.9	0	0	0	0	0	0
国税 (税額控除)	件数	1	0	1	5	1	1	1	1	1	1
	額	44.3	0	4.7	98.1	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3
法人住民税		7.7	0.0	0.8	17.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
事業税		0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地方税		7.7	0.0	0.8	18.3	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8

※沖縄県による企業からの聞き取り調査

H23～H28(見込)計算

(H19～H21の平均)

特別償却: 件数=0 平均減収額=0

税額控除: 件数=2÷3≒1 平均減収額=(44.3+0+4.7)÷3=16.3≒16(百万円)

法人住民税=国税(減税額)×17.3%

事業税=特別償却額(減税額)×9.6%

地方税=法人住民税+事業税

設備投資額算定資料

	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)
設備投資額	295	0	59	1167	118	118	118	118	118	118

※沖縄県による企業からの聞き取り調査

H23～H28(見込)計算

(H19～H21の平均)

設備投資額 = (295 + 0 + 59) ÷ 3 = 118

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度	食品機械・同装置 (295)		
20年度	食品機械・同装置 (0)		
21年度	食品機械・同装置 (59)		
22年度	食品機械・同装置 (1,167)		
23年度	食品機械・同装置 (118)		
24年度	食品機械・同装置 (118)		
25年度	食品機械・同装置 (118)		
26年度	食品機械・同装置 (118)		
27年度	食品機械・同装置 (118)		
28年度	食品機械・同装置 (118)		

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「指定中小企業者（砂糖製造業）による年平均1,194百万円の設備投資額」は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受け、また、本租税特別措置等の適用を受けない設備投資額も含まれていることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績（平成19年度46百万円、20年度47百万円、21年度38百万円、22年度51百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、設備投資額（計画承認事業者）全体を本租税特別措置等の効果として算定し、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、平成22年度で1,782百万円と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込み（平成24年度73百万円、25年度86百万円、26年度37百万円、27年度41百万円、28年度40百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、設備投資額（計画承認事業者）全体を本租税特別措置等の効果として算定し、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、平成24年度以降に目標を達成すると説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8 ③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

前回要望時の達成目標について、定性的に記述しており、所期の目標が「達成したかどうか」について、判断根拠が無く、今回はあえて明示することを見送ったものである。

なお、今回から評価するに当たり、達成目標の量化が求められており、達成目標を「所期の目標」の趣旨を変更しないで量化を行ったところ。

① 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中 8 ③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

平成 24 年度以降の設備投資額の推計値は、本税制の延長要望にあたり、対象事業者より平成 28 年度までの設備投資計画を提出させ、それを積み上げたものである。

なお、本特例措置の適用を受けるために各事業者が作成する経営基盤強化計画では、計画期間中の設備投資計画を明記することとしており、この数字は、各事業者にとって平成 24 年度以降の経営基盤強化計画策定の基礎となる数字である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却（国税 18）（所得税、法人税：義）
2	要望の内容	沖縄振興特別措置法に基づき承認を受けた経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者（以下、「計画承認事業者」）で、同法の指定業種のうちその計画に係るものを主として営む個人もしくは法人が有する機械装置（原料を搾る圧搾機、糖汁の濃縮、結晶化を行う効用缶、結晶缶等）及び工場用建物について、5年間27%の割増償却を認める措置について、割増償却対象物を拡充（構築物を追加）した上で5年間延長すること。
3	担当部局	生産局農産部地域作物課
4	評価実施時期	平成 23 年 4 月～9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 14 年創設 平成 19 年に5年間の延長
6	適用又は延長期間	平成 24 年 4 月～平成 29 年 3 月
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 近代的な装置・設備の導入を促すことで、沖縄の中小砂糖製造業者の経営基盤の強化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法（平成14年3月31日法律第14号）（抜粋） 第六十七条 次の各号のいずれにも該当する業種であつて政令で指定するもの（第三項第一号において「指定業種」という。）に属する事業を行う沖縄の中小企業者（以下「指定中小企業者」という。）は、その事業に係る新商品、新役務又は新技術の開発、企業化、需要の開拓その他の事業であつてその将来の経営革新に寄与するための経営基盤の強化に関するもの（以下「経営基盤強化事業」という。）についての計画（以下「経営基盤強化計画」という。）を作成し、これを沖縄県知事に提出して、その経営基盤強化計画が適当である旨の承認を受けることができる。</p> <p>一 沖縄における当該業種の事業活動の相当部分が中小企業者によって行われていること。</p> <p>二 当該業種に係る競争条件、貿易構造、原材料の供給事情その他の当該業種に係る経済的環境の著しい変化による影響を受け、沖縄における当該業種に属する事業に係る生産額又は取引額が相当程度減少し、又は減少する見通しがあること。</p> <p>三 当該業種に属する沖縄の中小企業の経営基盤の強化を図ることが沖縄の経済の振興に資するため特に必要であると認められること。</p> <p>2 経営基盤強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 経営基盤強化事業の目標</p> <p>二 経営基盤強化事業の内容及び実施時期</p> <p>三 経営基盤強化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>3 沖縄県知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請</p>

	<p>に係る経営基盤強化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。</p> <p>一 その経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業が当該指定中小企業者が当該指定業種に係る経済的環境の著しい変化に対処する上で有効かつ適切なものであること。</p> <p>二 その経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業が当該指定中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮させるとともに、その経営革新に向けた努力を助長するものであること。</p> <p>三 その経営基盤強化計画が当該経営基盤強化事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>第七十一条 指定中小企業者であって承認経営基盤強化計画に従って経営基盤強化事業を行うとするものは、租税特別措置法で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却を行うことができる。</p> <p>沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年三月三十一日政令第百二号) 第三十条 法第六十七条第一項の政令で定める業種は、砂糖製造業とする。</p>
② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標]</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生活力の推進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標]</p> <p>食料の安定供給の確保</p> <p>[政策分野]</p> <p>国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化</p>
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置により達成しようとする目標》</p> <p>指定中小企業者(砂糖製造業)の経営基盤強化 (平成24年度以降、年平均1,194百万円の設備投資) (総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>設備投資促進額</p> <p>《租税特別措置等による達成目標実現による寄与》(分析対象期間:H19年度～H28年度)</p> <p>製造に係る機械、装置が複雑で、多段階の工程を要する砂糖製造業においては、機械の老朽化は、さとうきび圧搾能力の低下やボイラーの熱効率の低下、部品交換等修繕費の増大、機械故障による工場停止リスクの増大につながり、歩留まりの低下や製造経費の増大を引き起こすことから、各工場において計画的な機械、施設の更新が必要である。</p> <p>加えて、糖分の沈殿を行う連続沈殿槽や、ボイラーの負荷を一定に保つ</p>

	<p>スチームアキュムレーター、水分を蒸発させ糖液濃度を高める効用缶等の性能の向上、製造ラインの自動化等を図ることで、製品の歩留り向上や製造の省エネ化、低コスト化が実現し、製造コストの低減が図られる。</p> <p>以上により、租税特別措置による継続的な設備投資を促すことは、砂糖製造業の経営基盤の強化に寄与するものである。</p>																																																																		
8 有効性等	<p>① 適用数等 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ H23は現時点での見込み値、H24年以降は推計 沖縄県内の砂糖製造業の中小企業が対象であり、適用対象者11社のうち7社が本制度を活用しており、偏りはない。適用対象者11社中、これら7社が占める売上高のシェアは8.1%を占めており、本制度の適用件数は僅少ではない。 ※算定根拠は別添1参照 想定適用数6件(前回要望時に想定した件数(H14年～17年実績の4年平均))</p> <p>② 減収額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>46</td> <td>47</td> <td>38</td> <td>51</td> <td>60</td> <td>73</td> <td>86</td> <td>37</td> <td>41</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ H23は現時点での見込み値、H24年以降は推計 ※算定根拠は別添1参照</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況 (分析対象期間:H19年度～H28年度)</p> <p>各社、承認を受けた経営基盤強化計画に基づき設備投資を行い、糖分回収率の向上、熱効率の向上、省力化、環境負荷低減、工場運転の安定化等を図り、製糖歩留まりの向上、砂糖製造コストの削減等経営基盤強化に向けた取組を実施している。</p> <p>今後、さとうきび栽培面積の減少など、依然として砂糖製造業を巡る厳しい状況が見込まれる中、引き続き各社が計画的に機械・施設の更新を行い経営基盤の強化に向けた取組を実施する見込みである。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:H19年度～H28年度)</p> <p>計画承認事業者合計で年平均10.9億円程度の設備投資を実施、割増償却額にして150～170百万円の利用実績があり、計画承認事業者7社は本制度を活用し、積極的に設備投資を行い、経営の改善を図っている。</p> <p>当該税制措置により設備投資が促進され平成19年度～平成22年度においては、年平均1,090百万円の設備投資を実施。また、平成24年度以降も当該措置により計画的な設備投資を促進。</p> <p>○ 計画承認事業者の設備投資額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資額</td> <td>697</td> <td>1,158</td> <td>721</td> <td>1,782</td> <td>1,894</td> <td>1,517</td> <td>1,332</td> <td>985</td> <td>1,158</td> <td>977</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:H24年度～H28年度)</p> <p>装置型産業である砂糖製造業においては、経営基盤の強化に向け継続的な設備投資が必要であるが、本特例制度が廃止された場合、割増償却分の</p>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	適用件数	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	減収額	46	47	38	51	60	73	86	37	41	40	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	投資額	697	1,158	721	1,782	1,894	1,517	1,332	985	1,158	977
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																																																									
適用件数	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7																																																									
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																																																									
減収額	46	47	38	51	60	73	86	37	41	40																																																									
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																																																									
投資額	697	1,158	721	1,782	1,894	1,517	1,332	985	1,158	977																																																									

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—
----	--------------------	---

		<p>損金算入が減り、短期的に法人税等の支払額が増え、資金減となるため、新規の設備投資が抑制されることが見込まれる。</p> <p>この結果、必要な設備更新等が滞り、生産性の効率化の減退、修繕費の増加等により企業収益が減少し、経営基盤の弱体化が想定される。</p> <p>《減収額を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:H19年度～H28年度)</p> <p>各年度の本税制措置による減収額(推計)とその経済波及効果の推移は以下の表のとおり、各年度とも農業機械への投資により様々な分野へ経済波及効果があり、その効果は減収額を上回るため、税収減を是認できると考えられる。</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (実績)</th> <th>H23 (見込)</th> <th>H24 (見込)</th> <th>H25 (見込)</th> <th>H26 (見込)</th> <th>H27 (見込)</th> <th>H28 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資額</td> <td>697</td> <td>1,158</td> <td>721</td> <td>1,782</td> <td>1,894</td> <td>1,517</td> <td>1,332</td> <td>985</td> <td>1,158</td> <td>977</td> </tr> <tr> <td>減収額 (見込額)</td> <td>46</td> <td>47</td> <td>38</td> <td>51</td> <td>60</td> <td>73</td> <td>86</td> <td>37</td> <td>41</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>経済波及 効果</td> <td>1,812</td> <td>3,010</td> <td>1,874</td> <td>4,633</td> <td>4,924</td> <td>3,944</td> <td>3,463</td> <td>2,561</td> <td>3,010</td> <td>2,540</td> </tr> </tbody> </table> <p>※当該措置による投資促進の効果を切り分けることは困難であるため、当該措置が投資理由になっているものとして計算している。  ※経済波及効果は、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用し算出した第1次波及効果及び第2次波及効果の合計である。  ※2次波及効果分析に用いた消費転換係数は0.73で算出  ※経済波及効果は2次効果まで算定  ※経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照</p>		H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)	投資額	697	1,158	721	1,782	1,894	1,517	1,332	985	1,158	977	減収額 (見込額)	46	47	38	51	60	73	86	37	41	40	経済波及 効果	1,812	3,010	1,874	4,633	4,924	3,944	3,463	2,561	3,010	2,540
	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)																																				
投資額	697	1,158	721	1,782	1,894	1,517	1,332	985	1,158	977																																				
減収額 (見込額)	46	47	38	51	60	73	86	37	41	40																																				
経済波及 効果	1,812	3,010	1,874	4,633	4,924	3,944	3,463	2,561	3,010	2,540																																				
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>他の支援措置に比べ、迅速に機能する本措置は、沖縄の中小砂糖製造業者が装置・設備の新規導入・更新を円滑に進める大きなインセンティブとなり、結果、製造の効率化が進められ、経営基盤の強化が図られる。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>内閣府の沖縄糖業振興対策費により施設整備に対して助成を実施しているが、対象は省エネルギー化のための施設等に限定されている。  他の支援措置としては沖縄振興開発金融公庫の融資措置があるが、これは自己資金では設備投資資金の確保が難しい事業者に対する支援であるのに対し、本措置は設備投資後の事業者への負担を減らすためのものであり、役割が異なる。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>該当なし</p>																																												
10	有識者の見解	<p>(農林水産省政策評価第三者委員意見)</p> <p>割増償却は経費の前倒しに過ぎないので是認できる。</p>																																												

## 別 添 1

## 1. 減税見込額等の積算

	割増償却（27％）額		法人税率		
平成22年度：	169	×	30%	=	51（百万円）
平成23年度：	200	×	30%	=	60（百万円）
平成24年度：	243	×	30%	=	73（百万円）
平成25年度：	285	×	30%	=	86（百万円）
平成26年度：	122	×	30%	=	37（百万円）
平成27年度：	136	×	30%	=	41（百万円）
平成28年度：	133	×	30%	=	40（百万円）

（減税見込額等の算出基礎としたデータについて）

割増償却額の見込みは経営基盤強化計画を実施する砂糖製造業者からの調査報告の積み上げにより集計。

（法人税率について）

経営基盤強化計画を実施する砂糖製造業者からの過去の調査報告の減税額等から類推したもの。

## 2. 適用実績及び適用見込み

（単位：百万円）

区分	H19年度 （実績）	H20年度 （実績）	H21年度 （実績）	H22年度 （実績）	H23年度 （見込）	H24年度 （見込）	H25年度 （見込）	H26年度 （見込）	H27年度 （見込）	H28年度 （見込）
対象者数	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
適用事業者	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
減税見込額	46	47	38	51	60	73	86	37	41	40
設備投資額 （参考）	697	1,158	721	1,782	1,894	1,517	1,332	985	1,158	977

- 注）1. 対象者は分蜜糖企業8社、含蜜糖企業3社（1社重複）  
 2. 適用事業者は全て分蜜糖企業  
 3. H24年以降からは、割増償却の対象物に構築物を追加した金額（見込）  
 4. 設備投資額は適用事業者の設備投資額の積み上げ

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位：百万円

	①投入部門 （金額）	②投入部門 （金額）	③投入部門 （金額）
19年度	2078 食品機械・同装置 （697）		
20年度	2078 食品機械・同装置 （1,158）		
21年度	2078 食品機械・同装置 （721）		
22年度	2078 食品機械・同装置 （1,782）		
23年度	2078 食品機械・同装置 （1,894）		
24年度	2078 食品機械・同装置 （1,517）		
25年度	2078 食品機械・同装置 （1,332）		
26年度	2078 食品機械・同装置 （985）		
27年度	2078 食品機械・同装置 （1,158）		
28年度	2078 食品機械・同装置 （977）		

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく総合化事業計画又は研究開発・成果利用事業計画に係る機械装置等を取得した場合の特別償却	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし		○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「25年度までに6次産業化の設備投資額を76億円」は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込み（24、25両年度175百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、設備投資額全体を本租税特別措置等の効果として算定し、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、25年度に達成すると説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等の達成目標の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく総合化事業計画又は研究開発・成果利用事業計画に係る機械装置等を取得した場合の特別償却（国税4）（法人税・所得税：義）
2	要望の内容	<p>1 対象者</p> <p>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づき認定された総合化事業計画又は研究開発・成果利用事業計画により機械装置等を取得した農林漁業者等</p> <p>2 特例の内容</p> <p>1の対象者が取得した機械装置等に対して、通常の減価償却に加え、取得価額の30%の特別償却を実施</p>
3	担当部局	食料産業局産業連携課/新事業創出課
4	評価実施時期	平成23年4月～9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設
6	適用又は延長期間	平成24年4月～平成26年3月
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>農林漁業の持続的かつ健全な発展は、その有する農林水産物等の安定的な供給の機能及び国土の保全等の多面にわたる機能が発揮されることにより、農山漁村の活力の維持向上に寄与するとともに、国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に貢献するものである。しかしながら、我が国の農林漁業及び農山漁村は内外の様々な課題に直面しており、農林水産物価格の低迷等による所得の減少、高齢化や過疎化の進展等により、農山漁村の活力は著しく低下している。</p> <p>このため、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す「6次産業化」の取組により、農林漁業者の所得の確保を通じて農林漁業の持続的かつ健全な発展を可能とするとともに、農山漁村の活力の再生、消費者の利益の増進、食料自給率の向上等を図ることを目的とする。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>1 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年12月3日法律第67号）</p> <p>基本理念として「農林漁業等の振興」、「農山漁村その他の地域の振興」等を掲げており、その実現に向けた施策として「農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策」の総合的な推進を図る。</p> <p>2 食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）</p> <p>6次産業化については、「農業の持続的発展に関する施策」において、地域の第1次産業としての農林水産業とこれに関連する第2次・第3次産業に係る事業を融合させることにより、総合的かつ一体的な産業化を進めていくことが必要であり、これを通じて農業者の所得の増大を図ることとしている。</p> <p>また、「農村の振興に関する施策」においても、6次産業化の推進により、新たな付加価値を地域内で創出し、雇用と所得を確保することとしている。</p> <p>3 「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）</p> <p>「6次産業化（生産・加工・流通の一体化等）や農商工連携、縦割り型規制の見直し等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘し、新たな産業を創出」と明記。また、民主党マニフェストや政策集 INDEX2009 において、「農山漁村の6次産業化」の実現が明記されている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標]</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標]</p> <p>農村の振興</p> <p>[政策分野]</p> <p>農業・農村における6次産業化の推進</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>農林漁業者等の所得を向上させ、雇用の確保を図るため、各都道府県に6次産業化に取り組む農林漁業者等を出現させる。25年度までに6次産業化の設備投資額を76億円とする。</p> <p>（総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。）</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>25年度までに6次産業化の設備投資額を76億円とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>初期投資等の大きさのため、6次産業化に取り組むことを躊躇している農林漁業者等を租税特別措置により後押しするものである。</p>

8	有効性等	①: 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24 (見込み)</th> <th>H25 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数(件)</td> <td>211</td> <td>211</td> </tr> </tbody> </table> <p>六次産業化法に基づく総合化事業計画の第1回認定事業者へのアンケート調査等から、各年度211件の適用を見込んでいるところである。 また、適用が見込まれる事業者は、六次産業化法の総合化事業計画又は研究開発・成果利用事業計画の認定を受ける農林漁業者等であり、特定の者に偏っておらず、僅少でもない。</p>	年度	H24 (見込み)	H25 (見込み)	件数(件)	211	211
		年度	H24 (見込み)	H25 (見込み)					
		件数(件)	211	211					
②: 減収額	<p>(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24 (見込み)</th> <th>H25 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>175</td> <td>175</td> </tr> </tbody> </table> <p>六次産業化法に基づく総合化事業計画の第1回認定事業者へのアンケート調査から、減収見込額は、各年度1億7,500万円を見込んでいる。 ※別添1参照</p>	年度	H24 (見込み)	H25 (見込み)	減収額	175	175		
年度	H24 (見込み)	H25 (見込み)							
減収額	175	175							
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成24年~25年) 初期投資等の大きさから、六次産業化に取り組むことを躊躇している農林漁業者等を租税特別措置により後押し、農林漁業者の所得の確保を通じて農林漁業の持続的かつ健全な発展を可能とし、農山漁村の活力の再生等を図る。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成24年~25年) (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24 (見込み)</th> <th>H25 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6次産業化の設備投資額</td> <td>3,789</td> <td>3,789</td> </tr> </tbody> </table> <p>25年度までに6次産業化の設備投資額を76億円とする。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成24年~25年) 農林漁業者等が6次産業化に取り組むことを躊躇することにより、農林漁業者等の所得の向上や雇用の確保に支障をきたすことが想定される。</p>	年度	H24 (見込み)	H25 (見込み)	6次産業化の設備投資額	3,789	3,789		
年度	H24 (見込み)	H25 (見込み)							
6次産業化の設備投資額	3,789	3,789							

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成23年~25年) 機械取得等によってもたらされる経済波及効果と減収額の関係は、以下の表のとおり。いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、是認できる。</p> <p>6次産業化に取り組む農林漁業者等が行った投資に係る減税額及び経済波及効果</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24 (見込み)</th> <th>H25 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税額</td> <td>175</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>投資額</td> <td>3,789</td> <td>3,789</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>9,851</td> <td>9,851</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 租税特別措置を受けないで投資することも可能な中、租税特別措置が適用されることを勘案すれば、研究開発投資及び設備投資の理由の一つに、この租税特別措置があると考えることが妥当。したがって当該租税特別措置を適用して研究開発及び設備投資を行っているものについては、当該租税特別措置がインセンティブになっているとして計算。 ※ 経済波及効果については、六次産業化法に基づく総合化事業計画の第1回認定事業者へのアンケート調査から得られた投資額(実数)及び取得機械等の情報、見込まれる研究開発・成果利用事業計画を用い、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用して算出。 ※ 消費転換係数は0.73で算出 ※ 経済波及効果は2次効果まで算定 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照</p>	年度	H24 (見込み)	H25 (見込み)	減税額	175	175	投資額	3,789	3,789	経済波及効果	9,851	9,851
年度	H24 (見込み)	H25 (見込み)												
減税額	175	175												
投資額	3,789	3,789												
経済波及効果	9,851	9,851												
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>農林漁業者等が6次産業化に取り組むためには設備投資が必要であるが、租税特別措置では補助金等の他の措置と比べ予算上の制限等がなく機動的に活用することが可能であり、設備投資促進に大きなインセンティブが働く。</p>											
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>農業改良資金等 農業改良資金等の政策金融による支援は、自己資金だけでは設備投資資金の確保が難しい農林漁業者等に対して、新たな事業展開に必要な資金の事前供給を目的としているのに対し、設備投資の初期費用の負担軽減によるキャッシュフローの改善を目的とする税制措置による支援とは目的・対象が異なる。</p> <p>6次産業化総合推進事業等 6次産業化総合推進事業等の予算上の措置(補助金)は、総合化事業計画の認定は必要なく、それぞれの補助事業の公募要件に合致し採択された農林漁業者等が支援対象になるのに対し、税制措置は設備投資を行</p>											

		う総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者等が支援対象になることから、双方の支援対象は異なる。
	③：地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	(農林水産省政策評価第三者委員会意見) 特別償却による減収は、経費の前倒しに過ぎないためは認できる。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

(別添1)

## H24 税制特例の減税見込額等の試算

### 【総合化事業計画】

#### ○特別償却

(注1：推計設備投資額) (特別償却) (法人税率) (注2：黒字率) (注3：事業者の比率)

大企業	3,717百万円	×	30%	×	30%	×	77%	×	1.4%	=	4百万円
中小企業	3,717百万円	×	30%	×	22%	×	77%	×	75.4%	=	142百万円
個人	3,717百万円	×	30%	×	12%	×	77%	×	23.2%	=	24百万円

合計 170百万円

(注1) 平成23年度の280万円以上の推計設備投資額

$$18百万円(※①) \times 350件(※②) \times 59\%(※③) = 3,717百万円$$

※① 中小企業基盤強化税制(特定農産加工)H18～22年度の設備投資額のうち、最大と最小の年度を除いた平均設備投資額

※② 六次産業化法に基づく総合化事業計画のH23年度認定見込件数

※③ ②のうち機械等の取得を伴う認定総合化事業計画の比率(第1回認定総合化事業計画におけるアンケート調査結果により推計)

(注2) 黒字率

認定総合化事業計画におけるアンケート調査結果により黒字率を推計

(注3) 事業者の比率

認定総合化事業計画におけるアンケート調査結果により大企業、中小企業、個人の比率を推計

### 【研究開発・成果利用事業計画】

#### ○特別償却

(注1：推計設備投資額) (特別償却) (法人税率) (注2：事業者の比率)

大企業	72百万円	×	30%	×	30%	×	17%	=	1百万円
中小企業	72百万円	×	30%	×	22%	×	83%	=	4百万円

合計 5百万円

(注1) 平成23年度の280万円以上の推計設備投資額

$$18百万円(※①) \times 5件(※②) \times 80\%(※③) = 72百万円$$

※① 中小企業基盤強化税制(特定農産加工)H18～22年度の設備投資額のうち、最大と最小の年度を除いた平均設備投資額

※② 六次産業化法に基づく研究開発・成果利用事業計画のH23年度認定見込件数

※③ ②のうち機械等の取得を伴う研究開発・成果利用事業計画の比率※④(推計)

※④ 新事業創出に係る緑と水のプロジェクト事業の申請状況から推計

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度			
20年度			
21年度			
22年度			
23年度			
24年度	再生資源回収・加工処理 (18)	プラスチック・ゴム・革製品 (18)	その他機械 (36)
25年度	再生資源回収・加工処理 (18)	プラスチック・ゴム・革製品 (18)	その他機械 (36)
26年度			
27年度			
28年度			

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度			
20年度			
21年度			
22年度			
23年度			
24年度	食品機械・同装置 (3, 717)		
25年度	食品機械・同装置 (3, 717)		
26年度			
27年度			
28年度			